

平成23年9月14日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

議事日程 第1号

平成23年9月14日（水曜日）

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保について

第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第11回南三陸町定例会でございます。

本日は、一般質問が午後に予定されておりますので、議員各位におかれましては復旧等に向けて激論をひとつお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより平成23年第11回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から9月29日までの16日間とし、うち休会を17日、18日、19日、23日、24日、25日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案並びに説明のための出席要求につきましては、お手元に配付をしたとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、決算審査意見書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、山内孝樹君、菅原辰雄君、千葉伸孝君、大瀧りう子君、山内昇一君、鈴木春光君、高橋兼次君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま事務局をして総務常任委員会におきました調査の報告があったわけなんですけれども、概要でありますけれども、朗読、説明のとおりでございます。

なお、今回被災を受けた役場庁舎を初め、病院あるいは学校、公民館というふうな形で調査をいたしました。調査の開始に当たっては、特に役場庁舎それから病院、デイサービス、慈恵園ですね。そういったところを調査する手始めとして、まずもって線香を手向け、合掌をし、冥福を祈ったということが、今までの調査にはなかった総務常任委員会としての全く悲しい、あるいは犠牲になられた方の冥福を心から祈っての調査の開始となったということでございます。

さらに、もう一つ申されるならば、説明があったとおりでございますけれども、流出被害のなかった建物については、できるだけ復興活用が出ないのかというのが話の中で出ておりますので、こういうのも十分検討しながら今後の復興に望んでいただければなど、そんなふうにあります。

以上、補足といたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が

提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。14番三浦清人君。
- 14番（三浦清人君） 産業建設常任委員会、2日間にわたりまして町内の農道、農地、それから漁港、水産業に関する施設等々を調査いたしました。内容につきましては、ただいま事務局が朗読したとおりでございます。以上です。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。
- 8番（菅原辰雄君） 民生教育常任委員会の調査に関して、ただいま事務局をして朗読したとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。7番星 喜美男君。
- 7番（星 喜美男君） ただいま事務局をして朗読のとおりでございます。このような非常事態ということで、臨時会の回数も多くなっておりますが、よろしくご審議の上、ご決定をく

でございますようお願いをいたします。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。

- 10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が報告したとおりでございます。災害臨時号として、ナンバー1号を住民に周知するために発行いたしました。以上でございます。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。

- 15番（西條栄福君） ただいま局長ご報告のとおりでございます。よろしく願いいたします。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

日程第4 行政報告

- 議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第11回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご

出席を賜り感謝を申し上げます。

第10回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、南三陸町震災復興町民会議についてご報告をさせていただきます。

町民会議につきましては、町民の立場から被災の現状を見つめ直し、震災前の南三陸町を取り戻すため、さまざまな視点からの議論を重ねていただいております。そして、今月7日、町民会議からこれまでの議論の結果を取りまとめたものを提言書としてご提出いただいております。委員の皆様方におかれましては、2カ月間で合計6回の話し合いを持たれるなどハードなスケジュールの中、密度濃く、スピード感のある対応をいただきましたことに対し、敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。提出された提言書につきましては、お手元に配付をいたしております。

今後、町といたしましては、ご提言いただいた内容も踏まえて、南三陸町震災復興計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災犠牲者南三陸町慰霊祭について、ご報告を申し上げます。

去る11日、総合体育館においてとり行いました慰霊祭には、東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部長郡 和子様、村井宮城県知事を初め、各界、各層から多くの方々のご臨席を賜り、約2,000人の方々の参列のもと、大震災から半年の節目の日に、南三陸町として犠牲となられた方々のみたまをお慰めさせていただきました。お亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、行方不明の方々の早期の発見を切に願うものであります。

次に、東日本大震災に伴う町税の減収見込みについて、ご報告をさせていただきます。

初めに、一般税ですが、おおよそ7億6,300万円の減収を見込んでおります。内訳といたしましては、個人町民税が約2億3,000万円、法人町民税が約2,900万円、固定資産税につきましては土地の約60%、家屋の約70%を減免することとなり、4億3,900万円ほどの減収となる見通しであります。このほか、軽自動車税、たばこ税及び入湯税を合わせた減収額が6,500万円ほどに上がる見通しであります。また、国民健康保険税につきましては、現時点で約3億3,000万円の減収を見込んでおります。

今後においても、人的被害や第一次産業を営んでいた事業所の休廃止あるいは失業などにより、収入が減少した方々からの減免の申請が予想されますので、町税等の減収額はさらに増加することが確実な状況であります。町税等の減収額の大きさからも、改めてこのたびの震災の大きさを実感いたしております。

なお、この町税等の減収額を補てんすべく、本町といたしましては、今年度歳入欠かん債の発行を予定いたしております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告、監査報告ともに対し伺いたいところがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、監査委員に対する質疑も含むものとします。

午前10時33分 休憩

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） おはようございます。5番山内です。

それでは、お伺いしたいと思います。

行政報告の中から、今回3.11の大震災後、もう半年を経過しました。その中で、災害復旧にいろいろ歩んでいるところがございますが、今回復興町民会議というのが報告されております。そういったことで資料が来ておりますが、まだ読んでおりませんが、そのことで今回この報告があったことで、この復興会議が終わるのか、それとも今後もまた継続されることなのか1点と、それからほかの策定会議もございますが、そういったことの報告も町長日程に載っておりますが、そういうものの関連とかそういったことの今後の継続はどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民会議につきましては、今回のご提言をいただいたということで、一定の終了ということになります。でも、今回町民会議の皆さんからご提言をいただきました内容等につきましては、先ほどもお話をいたしましたように現在策定中であります復興計画の中に反映をさせたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。

日程の中で、9月8日自治体災害の全国会議というのが兵庫県でありまして、そういったことでどのようなことが話し合われたのか。もし、簡単にお話しできれば、ひとつ要点だけお願いします。

○町長（佐藤 仁君） 自治体災害対策全国会議というものが、これは第1回目でございます、会場は神戸で開催をいたしました。実は、これは会議というよりも、宮城県の村井知事とそ

れから私が講演という形の中でお話をさせていただきました。そういった中で、今後の災害対策ということで、全国からお集まりいただいた皆さん、災害対策の担当の方々がお集まりでございましたので、そういった方々にそういった情報のお話をさせていただいて、今後の災害対策にしっかりと当たっていただくと、そういうふうな趣旨の内容でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず、この行政報告の最後の方のこの歳入欠かん債の発行というお話でございました。具体的にどういった発行なのかお知らせください。どういったものなのか。

それから、この病院の関係ですが、ようやくこの損益収支状況というものが出てまいりまして、4月から6月までの3カ月間の収支状況であります。この費用で、4月、5月の給与費というのが全く少ないわけです。4月が3,700万円、5月が5,000万円、6月に入って1億1,000万円というのが給与費だったということですけれども、この4月、5月の数字が少ないこの理由というのは、どういうふうになっているのか。

それから、法定福利費未払いということで5月、6月がなっております。4月は、これは支払ったということでしょうけれども、この法定福利費未払いということでこの数字が掲げられておりますが、もし支払った場合はどういうふうに数字が変わってくるのか。その辺のところをお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 歳入欠かん債につきましては、財政担当課長から答弁をさせていただきたいと思っておりますし、病院の関係につきましては、病院の事務長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、歳入欠かん債の内容でございますが、今回の地震のために減免をした地方税、使用料、手数料等の平成23年度分の減収額、これらについて歳入欠かん債を発行するものでございます。償還期限は15年以内でございます。

これらに対する後年度の交付税措置でございますが、課税免除分と減免分で違うんですが、課税免除分は後年度普通交付税で100%交付される予定でございます。それから、減免分につきましては、普通交付税で75%、特別交付税で20%というような後年度の交付でございます。

今のところ、6億7,100万円ほどの歳入欠かん債を予定してございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の給与費の支払いの関係ですけれども、一応4月、

5月、6月分につきましては法定福利費未払いということで給与費が少なくなっているということでございます。ただし、4月分の給与費の法定福利費、つまり共済費と退職手当の分が4月分を5月分で支出してしまっていて、だから5月分が一応同じになっているんですけども。4月分が5月に入っているということですね。

大体、1カ月の法定福利費は1,000万円から1,200万円くらいになるということで、大体5月、6月分がまだ支出されていないということですので。6月分の賞与の分の共済額もありますので、5月、6月分で大体3,000万円ぐらいの法定福利費が出るものというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） すみません。その4月、5月の給与費が少ない理由というのを、ちょっと聞き漏らしたんですけども、その辺はどうなっているんですか。

それから、その3,000万円ですか、2カ月で、法定福利費の未払いは。そうすると、これは7月、8月にはもう支払っているという解釈でよろしいですか。それとも、ずっときているということ、いまだかつて。そうしますと、これに追加になるということですね、マイナス部分が。前にお話を聞いたところだと、6月までに大体1億円ぐらいの赤字だというようなお話がありまして、それから7月から今月まで大体月に3,000万円ぐらいの赤字を見込むということで、累積で大体2億円以上の赤字になるのかなというようなお話でありましたね。これを見ますと、そこまでいかないのかなというような感じがするんですが、どうなんですか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 失礼しました。もう少し詳しくお話しをしますと、4月の給与費が3,700万円ということで、これは給与費だけの支出になります。ここの中に法定福利費が入りますので、大体法定福利費として、先ほど言った1カ月1,000万円から1,200万円という内容がプラスになるはずなんです。だから、それが入っていないので、給与費だけの支出になるので、この給与費が少なくなっているという状況です、4月分は。

5月分の5,000万円というのは、どうして5,000万円になったかという、給与費だけだと大体4月と同じになります。3,700万円ぐらいについて。ただ、ここの中で4月分の法定福利費を5月に払っているんで、その5,000万円というのはここで4月分の法定福利費は払ったと。だから、大体この差額分が月に法定福利費として毎月出てくる額になってきます。つまり、1,200万円くらいですね。5月分は、まだ支払いをしていません。6月分もまだ支払いをして

いないので、その分がこれから7月、8月以降にその分がプラスになって支出していくという格好になります。よろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 事務長、この違いさ。6月にまたぼんと1億円にもなったでしょう。だから、その給与費。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 6月分については、給与費の中にボーナス分も含まれていますので、給与費とボーナス分のお金は入っています。だから、1億円という格好になるんですけども、大体4000万円近い給与と6,000万円くらいのボーナスという格好になります。

ただ、この中にも法定福利費は含まれていないというか、あとから支出するようになるので、まだ請求が来ていないので、その分については7月以降に請求が来た時点で支払うようになるので、法定福利費が一時期に2カ月分払うかということになってくるといふようになりますので、一時期その給与費がどこかの時点で増えるという格好になります。（「赤字の関係」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ああ、赤字の関係。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 赤字の関係は、一般会計繰入金が2億円。普通は、今までですと2億円をここで6月にぼんと入れないんですけども、今後ずっとやっていくと資金不足に陥ることが考えられます。つまり、資金が足りなくなるんです、5,000万円ぐらいずつ減っていくので。普通、今までですと6月に1億円ぐらいしか入れていないんですけども、2億円を前倒しでもう早目に入れてもらっているということで、9,400万円ぐらいのプラスになっていますけれども、前年でいくと1億円ぐらいですとこの分が減ってくるので、その分多くなってマイナスになっているという格好になります。

だから、4月でいくと法定福利費分をこれにプラスすると5,000万円くらいマイナス。5月で大体これくらいになりますけれども、また違うものが出てきます。6月でそのボーナス分の法定福利費と6月分の給与の共済費を含めると2,500万円ぐらいプラスになるので、そうすると2億円の繰り入れを最初にしてもらっていますけれども、それでプラスになっているけれども、それがなければここから2億円を引いておかなければいけないので、それくらいのマイナスになってくるということですね。つまり、4月、5月、ここで見ていくと収支合計で6,000万円のマイナスになっていますけれども、これは累計ではないので。

つまり、累計でいくと、今現在で合計額3,622万円が黒になっているんですけども、それは最初に2億円を入れてもらっているということで黒になっていますけれども、昨年までだ

と1億円しか入れてもらっていないということは、ここで7,000万円のマイナスになる。そのほかに、共済費2カ月分、つまり3,000万円くらいがマイナスになっているので、ここで6月で1億円ぐらゐの赤字になっているという格好になります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 数字的なことは、大体わかりました。一般会計の方から2億円の繰り入れということで、その赤字になるだろうという数字は、繰り入れをしたために赤字にはならないというのが実情だということでありまして、それでどうなんですかね。こういう震災によるこの病院経営の赤字ということに対して、日本赤十字あたりから支援をいただくことができないかどうかということなんですよ。震災によって赤字が生まれるということですから、その辺はどういうふうになっておるのか。

それから、以前にも私はお話しをしたことがあるんですが、この病院の経営に対して、条例でも赤字分は一般会計から補てんするということはどうなっているんですけれども、この我が町の病院にかからない、利用されていない町民の方々も結構いるわけですよ。そのときに、不公平さはないのかということでもあります。要するに、国民健康保険の一般会計からの持ち出しはできないかという質問に対しては、国民健康保険ではなく社会保険の方に加入している方々もいるので、不平等になる、平等をかけるということで一般会計からは持ち出しはできないというお話しであります。しかしながら、病院についても同じく利用されていない町民の方々も結構いるわけでありまして。これに対しては、不平等さはどうなるのかということから今の質問をしているんですが、いずれにいたしましても一般会計からの2億円の持ち出しだと。

事務長、この2億円を今回繰り入れしたんですが、今後の見通し。現在の状況を見ながら、今後の見通しは幾らぐらゐの数字で推移していくのかということと、その日本赤十字社からの支援を受け得ることができないのかどうか、お願いはしないのかどうかということの質問です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも三浦議員から、赤十字の関係でそういう支援をいただけないのかというお話が出ました。その辺のお話はしてみますというふうに答弁をさせていただきましたが、内々そういう状況については厳しいだろうというふうな認識を持っております。

それから、2点目でございますが、基本的には病院は都合、皆さんどなたでも病院にかかれるという環境でございますので、国保の分とはまたこれは違うだろうというふうな私どもと

しては認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院経営の今後の見通しということでございますけれども、現在のところこういう格好で、1億円ちょっとくらいのマイナスになっているということでございます。

それで、今後年間でどれくらいになるのかということですが、大体月に3,000万円ぐらいの赤字前後のマイナスくらいになるのかなというふうには考えております。一応、経営的に両方でやっている、よねやまの方とこちらの方の診療所の方でやっているということで、どうしてもそれだけ多くの職員を抱えなくてははいけない。病院を一つでやっている、当直にしても1人の先生とか1人の看護師さんで済むことが、両方に当直があるというそういう状況もありまして、どうしても効率的には悪いような状況になっています。そういう内容で、6月ですと入院機能がやっと始まったばかりの収入なのでちょっと多くはなっていないんですけれども、外来の診療所の方については大体今のペースで流れていくのかなというふうには考えますので、そういうことを考えると大体3,000万円ぐらいの月マイナスで、今後7月以降推移していくのかというふうには考えます。

それで、大体5億円前後に、マイナスとすればですよ。この2億円を入れた関係ではなくて、2億円を除いて、これが入っていないという格好にして、純然たる病院だけ。繰り入れないとすると、5億円くらいになる可能性はあるというふうには考えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大震災後、おおよそ7億6,300万円の減収だと。そのほかにも町税の減収額がまた増えるのではないかとそういう報告であります。先ほど、課長説明がありましたとおり、歳入欠かん債の発行で補っていくというお話なんですが、これを15年間ですか、返済期間。課税に対しては100%、それから減免に対しては75%、そういうことでことしは約6億7,000万円だということなんですが、私は6億7,000万円ではちょっと見通しとしては足りないのではないかなと思いますので、今年度は歳入欠かん債、これはどの程度にもっていく予定になっているのか、まず第1点です。

それから、これは本町だけではなくて、被害を受けたかなりの町村がありますね。そういう方たちも恐らくこういう現状だと思いますので、本当にこの町から国に対する、75%ではなくて100%にもっと補助率を上げてほしいと、そういうことを含めまして町としてぜひ国の方に声を上げていった方がいいのではないかなと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この歳入欠かん債だけではなくて、いろんな手数料を含めまして減収になるということは避けられないというふうな状況でございます。そういった中で、今大瀧議員がお話のようにこういった被災地の組長さん方を含めて、そういった国に対してのお話等いわゆる要望ということについてもこれまでもいろいろと相談をしておりますので、今後ともそういった国に対しての要望活動については、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほど申し上げましたけれども、課税免除分については普通交付税で100%後年度に交付されると。それから、減免分。これにつきましては、交付税で75%、それから特別交付税で20%、合計で95%ということでございます。これで、現段階で保育料等も入りますけれども、6億7,100万円の歳入欠かん債を予定しております。

なお、減収分とその歳入欠かん債に数字の乖離があるわけでございますけれども、減収分は当初予算に対する減収分でございますので、課税免除分、減免分、その他予算との乖離分というのがありますので、今回減収分がすべて対象になるということではございません。あくまでも、課税免除分と減免分が対象というそういう制度になってございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 課税分と減免税だけだということなんですが、それにしても95%ですが、残り5%、これはかなり金額としては大きいと私は思います。私が先ほど申しましたように、これは町でやっぱり財政的に破綻する前に、言い方がおかしいんですけども、そういうことを避けるためにも国の援助というのは本当に必要になってくると思いますので、町長、頑張って、ここの町だけではないと思いますので、ぜひほかの市町村も含めまして、国に対する100%の交付金が得られるように、ぜひ努力してほしいなと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番です。

2点ほどお伺いします。

今月の7日に町民会議から提言書が提出されたわけでありまして、それに基づきまして、内容を踏まえて震災復興計画を町が策定するということでもあります。これは、新聞報道等によりますと9月中にというようなことですが、いつごろにその震災計画をまとめられて、発表な

されるのか、予定どおり進んでおられるのかどうか。1点。

それから、町長日程の中で9月7日に三陸縦貫道の設計説明会があったわけです。この中で、どのような説明内容だったのか、三陸縦貫道について。具体的にお話しできれば、説明願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興計画案につきましては、今月の下旬までに素案をまとめ上げたいというふうな段取りで、今進めてございます。

それから、三陸道の関係ですが、これは南三陸道路の中間インターチェンジまでの地権者の方々にお集まりをいただいて、ご理解をいただくとそういうふうな説明会で行いました。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 震災復興計画は、みんなが待ち望んでおりますので、今月中の策定ということでもありますね。

それから、この三陸道なんですけど、先般私も要望活動をしたわけです。そうした中で、いわゆる法線が定まらないのは、地域の復興計画が定かでないがためにその様子を見ているというような話がありました、中央において。いわゆる高台に上げるとか、そういう問題が絡んでくるので、まだ具体的に法線は定まっていないというような説明もあったわけです。いまだ500メートル幅であると思うんですが、これは間違いありませんね。これの法線の確定というのは、いつごろになる見通しなんですか。その辺のところをお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 計画とリンクをして法線を決めるということではなくて、国土交通省とすれば、そういったこれからのまちづくりの、高台移転等の問題もございまして、そういうものについての配慮はいただいておりますが、それとルートは別の形の中で決定をしていくというふうに思います。

正確にいつまでということについては、現時点としてはまだ正式に決まっていないということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。

今、前議員が質問した災害復興計画なんですけど、町民の人たちはその計画がなかなか出されないことで不安を抱えています。今、今月下旬に素案ということなんですけど、3次予算が決まらない限りは、高台移転とかそういったはっきりした状況がつかめないというような方向

だとは思いますが、仮設建設に関しても随分遅れて着工、入居という形になったと思いますので、その辺間違いなく9月か9月下旬ということか、その辺お聞かせください。

あとは、関連でなんですが、5日の地元紙の報道に南三陸町職員遺族公開質問状、町長は重く責任を感じている。まあ、そのとおりだと思います。あと、当日の判断に誤りはないと申しておりました。そして、この中の町長の発言に6メートルの津波ということの防災無線での放送の中で、5.5メートルの防潮堤があるので市街地には1メートル、2メートルぐらいの津波と思っていたという発言がありました。南三陸町においてはリアス式海岸の中にあり、増幅ということは誰しもがわかっているはずですが、志津川中学校の防災学習の中でも、増幅というようなことをいっています。そういった中で、1メートル、2メートルの津波を想定していたというような形の発言がありましたが、この辺の真意をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の復興計画と3次補正とのかかわりについては、これは決して我々としては考えてございません。3次補正を待っていたのでは、計画をつくるのが遅くなるということでございますので、基本的には町として主体的に計画をつくると。そういう中で、当然これぐらいの費用が必要だろうということについては、これまでもずっと政府の方に予算等を含めまして陳情、要望活動を続けてきたということでございますので、今ご指摘のように町民の皆さんは、復興計画がいつできるかということについて非常に関心をお持ちでございますので、その辺につきましては先ほどお話ししましたように、今月下旬までに素案をお出しさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の関係でございますが、ごらんのとおり気象庁第1報におきましては6メートルの津波ということでございまして、我々としてもある意味これまで防災計画、あるいは町民の皆さんにも宮城県沖地震における津波の波高ということについては、そういった6メートルあるいは6メートル50センチということでございましたので、そういう中で我々も防災計画あるいはそういった対応をこれまでもしてまいりました。その中で、今回の、今お話ししましたように第1報で6メートルということになりますと、先ほど言った防潮堤5.5メートル、これである意味6メートルの津波につきましては、一定程度防げるというふうに我々は考えてございました。そういった中で、残念ながらその3倍の津波が押し寄せたということで、大変町民の皆さんあるいは職員の皆さんにも犠牲が出たということになりましたが、大変残念でございましたが、我々とすれば気象庁の第1報、それを信ずる以外にないということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、町民が求めているのは復興計画の方向性、それによって高台移転。

あとは、そういった諸々の生活体系を町民は考えています。そういった中でも、一日も早いある程度の決定が必要だと思えます。そういった中で、予算との関係があるので、ぜひ平野復興大臣ですかね。その辺に町長もぜひ行って、直接住民の声を届けてほしいと思えます。それによって、復興計画が前に前に進むことと思えます。

あと、やっぱり誰が聞いても今の一、二メートルの差し引き云々という感じの数字は、私は違うと思えます。6メートルであった場合、その想定以上のことを考え、その時点においてああよかったというような方向になればいいんですけれども、こういった大きな災害を招いたことには、その想定で町民に指示をする一番のトップの町長の責任は絶対免れないと思えます。

その辺を深く受けとめる意味でも、今後の復興とか、今心の中で悲痛の中にいる職員の家族、その辺の対応を真摯に、謙虚に当たってもらいたいと思えます。

今回は、新聞に関して、顔写真と町職員の名前が出て、その家族の心境を新聞で伝えていました。あの新聞を見て、私はすごく多くの仲間の職員の死に心を打たれました。ああ、あの子もか、あの子もかということで、本当にあれを見てがっかりしました。なかなか、町の方から亡くなった方の職員の名前が出なかったことで不安には思っていたんですが、庁舎内で顔を見ないということでその辺が的中し、残念な形でそういった形になっていました。そういったことも含めると、やっぱり慰霊祭後、すばらしい慰霊祭でみたまを皆さんで送ったわけですが、そういった意味合いを含めても、町長は慰霊祭が終わったら亡くなった職員には焼香に行くと言っていましたので、ぜひその辺を実施してもらいたいと思えます。

これから、宮城県沖地震があると思えます。そのときの町長の対応、どんなふうにこの現実を踏まえて考えているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 計画につきましては、先ほどお話ししましたように、予定どおり粛々と我々としては進めていきたいというふうに思えます。

それから、2点目につきましては、正直に申し上げまして、私は16メートルの津波ということには、残念ながら想定できなかったということでございます。

それから、今後の対応につきましては、防災計画等につきましては、ゼロベースからつくり直すということで、我々としては取り組んでいきたいというふうに考えております。

午前11時05分 開議

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で行政報告を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この陳情は、東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、この陳情は東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第6 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第6、一般質問を行います。

通告1番三浦清人君。質問件名、震災後の復旧、復興について。以上1件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇発言を許します。14番三浦清人君。

〔14番 三浦清人君 登壇〕

○14番（三浦清人君） それでは、通告いたしておりました件についての一般質問を行いたいと思います。

今回から、この電光掲示板が90になりまして、今刻々と時間が過ぎ去っておりますけれども、従来の60から今回からまた90に戻りましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

3月11日のあの忌々しい津波から、早いもので半年が経過をいたしました。我が町もがれきの撤去作業ということも大分進みまして、町並みもきれいになってまいりました。そして、今後のまちづくり、復興のための策定委員会での協議や町民会議での検討、災害査定を受けるための準備等々で、復興に向けて一步一步進んでいるところであります。

しかし、我が町の基幹産業であります漁業の施設整備を初めとした一次産業のハード面での復旧が急がなければならないと思います。県の算出で、我が町の被害額は1,200億円とも1,400億円ともいわれておりまして、その中で漁業に関する復旧に要する金額は約350億円です。年間予算が100億円に満たない我が町の力だけでは、到底何もできるわけがなく、やはり国の支援を受けなければならないのであります。そうしなければ、町の復旧、復興は難しいものがあり、このことにつきましては町長もいつも、議会はもちろんのこと住民の方々にも話されているわけでありまして。

そこで、国からの支援を1円でも多く受けるには何をしたらよいかということでありまして。今回の震災で我が町ばかりではなく、多くの市町村が被害を受けたわけでありまして、その中で支援を受けるには、いろいろと努力が必要とされてくるわけでありまして。先般、9月10日に野田新総理と再任されました平野復興担当大臣が宮城県に入りました。が、残念ながら我が町を通り過ぎまして、隣の気仙沼市に行きました。ぜひ、立ち寄っていただき、実情を見てもらい、一日も早く我が町の復興のための予算をつけてもらいたかったとそう思うのは私だけではないと思うのであります。

町長、私はあなたに震災復興担当大臣に会いに行き行って陳情した方がよいという話をするのは、今回で3回目でありまして。復興大臣は、名前のごとく復興に関して一切、一番の窓口であり、そこを通さないと復興の話はできないわけでありまして。そして、進まないわけでありまして。

また、今回予算の大本締めであります大蔵大臣に宮城県選出の安住 淳衆議院議員が就任されました。これは、我が町にとって、あるいは宮城県にとって滅多にないチャンスであります。そちらこちらに出向いて講演をすることも悪いとはいいいませんが、今は何が大事なのか、町長として何をしなければならないかをよく考え、わきまえて行動し、町長としての職責を果たしてもらいたいと思います。

この町の復興という光が見えてくるのかどうか、心配しながら質問に入ります。

今回の質問は、通告しておりましたとおり震災後の復旧、復興についてであります。項目ごとに分けております。1項目目は、仮設住宅の建設場所選定の経緯と入居状況。二つ目は、町道、農道の復旧、改修状況。三つ目は、漁業再開に向けての取り組みについてであります。

そして、四つ目、新しい防災計画の策定。五つ目に歌津総合支所の機能と役割についてであります。

以上、登壇からの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の震災後の復旧、復興についてということのご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目でございますが、仮設住宅の建設場所選定の経緯と入居状況についてお答えをさせていただきますが、仮設住宅は被災後速やかに設置しなければならないということから、用地が確実に確保され、2年間継続使用できる公用地を基本といたしまして、不足する用地については、申し出のあった民有地の中から、使用の可否に関する調査を県、UR、町で実施をいたしております。

選定基準におきましては、トラックによる資材の輸送が可能であること、電気、上水道などのライフライン施設が容易であること、平坦地で地盤状況が建設に適しているなどの条件を満たす場所とし、地域のバランスも考慮し、県と町が調整し決定をしたというふうな状況でございます。

また、仮設住宅の入居状況であります。8月30日までに計画した2,163戸が完成し、1,892世帯が入居済みであります。申し込みをいただいた世帯については、すべて入居が完了いたしております。

次に、ご質問の2点目、町道、農道の復旧状況についてお答えをさせていただきますが、物資輸送を形成する路線については、震災直後より応急的な復旧工事を実施しております。これによりまして、一定の通行が確保されておりますが、今後のまちづくりの計画との関連により、県道と町道との交差点部分は一体的な復旧工事の必要な箇所も多く、本復旧には国道、県道及び河川との調整が必要になり多額の費用を要することから、国の補助事業で実施したいというふうに考えております。

このため、7月に国に災害復旧事業の申請をしております。災害査定後に復旧工事を実施したいというふうに考えております。

次に、ご質問の3点目、漁業再開に向けての取り組みについてお答えをさせていただきますが、ご承知のとおり水産業は当町の基幹産業であります。漁業は、その起点となる産業でございますので、震災以降、行政としても漁業の再開に向けた取り組みを意識しながら、さまざまな事業を行ってまいりました。

まずは、漁船がなければ漁には出られません。当町では、震災時、約2,000隻の漁船のうち9割が被災するという状況で、町内に2社ある造船会社そして関連業者の方々も壊滅的な打撃を受けました。近隣も含め、20トン未満の小型漁船の修理や新造を一手に担っていた当町の造船業界の復活が漁業再開に向けて急務であると考えておりましたので、中小機構の仮設工場の制度を利用し、いち早く再開に向け取り組んでまいりました。11月には、造船所として再開できる見込みであります。

また、流通の起点となる市場機能の復旧も重要であります。県下一の水揚げを誇る秋鮭漁に対応すべく、仮設魚市場の建設を現在急ピッチで進めております。同時に、4年後のサケ資源の回帰を確保するため、ふ化放流施設の緊急復旧工事にも着手をいたしてございます。

さらには、消費者の皆様方に安全・安心の食材を届けることができる漁業再生の前提条件となりますので、震災による海の変化をとらえるべく、水質調査や潜水調査など各種機関と共同で実施をいたしております。これまでのところ、大きな障害となるような調査結果は得られておりませんが、今後も継続的に環境のモニタリングを続けていくことが、南三陸ブランドの復興に向けて重要であると考えております。

漁業再開までの間、漁業者の皆様には大変なご苦勞をおかけすると思いますが、町といたしましても緊急雇用創出事業を利用し、その間の雇用の一部を確保するなどして、漁業者の皆さんが踏ん張れるように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の4点目、新しい防災計画の策定についてお答えをいたします。

南三陸町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、南三陸町の地域における災害に対処し、町民の生命及び財産を保護し、災害による被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を目的として平成18年の12月に策定したものでございます。その内容は、地震による災害の震災対策編とその他の一般的な風水害等災害対策編に区別し、別個の総合的な計画としておりました。特に、当町は震災及びそれに伴い発生が懸念される津波対策に重点を置いた計画であることは、ご案内のとおりであります。計画全体にわたり災害対策基本法に基づき、宮城県地域防災計画の方向性に準拠して策定をしておりまして、このことから津波想定のための想定地震は、宮城県沖地震の単独及び連動型に加え、昭和8年の昭和三陸地震及び宮城県第3次被害想定 of 浸水域や最大波高を考慮して、これに対する防災対策をソフト、ハード面で進めてまいりました。

しかしながら、3月11日発生 of 東北太平洋沖地震津波は、地域防災計画 of 想定をはるかにしのぐ大津波であり、チリ地震津波被災後50年間にわたり毎年避難訓練の実施及び自主防災組

織の設立などによりまして、住民の津波に対する危機意識は醸成してきているとはいえ、浸水域が広範囲に及び、残念ながら多くの人命と財産が奪われることになりました。

新しい防災計画の策定は、今回の災害を踏まえ、当然に津波対策に重点を置いて策定する必要があると考えております。具体的内容については、町の復興計画に基づく今後の土地利用計画のあり方はもとより、宮城県の新しい地域防災計画の方向性によって大きくその内容が変わることになります。今後、住民の初期行動等の解析等の調査も進めながら、早期に新しい地域防災計画案の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、歌津総合支所の機能と役割についてお答えをいたします。

歌津総合支所につきましては、現在震災により機能を平成の森内に移し、業務を行っております。地域の皆様にご不便をおかけし、大変申しわけなく思っております。

さて、ご承知のとおり歌津総合支所につきましては、歌津地区における行政の総合窓口として位置づけております。歌津地区における地域内の防災無線の活用、地域内の行政連絡、産業関係の情報提供、相談、戸籍等住民窓口業務の受付、交付、保健福祉の衛生関係の各種申請、相談受付といった機能を付与することによりまして、窓口機能を中心とした住民サービス、歌津地区における産業振興の拠点、地域振興拠点、保健福祉分野における相談、申請等受付窓口等の役割を担ってまいりました。また、施設として見た場合におきましては、庁舎の中に本庁機能の一部である建設課及び町民税務課の一部を配置するとともに、併設する歌津保健センターについては、各種検診会場や歌津地区における学童保育の場所として利用してまいりました。行政のスリム化が求められる中、これまで課の再編や体制の合理化を行いましたが、総合支所の機能及び役割としては合併以来、その考え方は変わってございません。

復興における新しいまちづくりにおきましても、この考え方を検証しつつ、歌津地区における行政の拠点を設置し、その上で地域振興センター、公民館、子育て施設等を一体的に配置したより利便性の高い行政拠点の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、一問一答方式という形で質問に入りたいと思います。

第1点目の仮設住宅についてであります。今、町長の方からある程度の説明がございました。その中で、入谷地区の仮設住宅につきましては、当初入谷中学校とさんさん館に建設するというを議会で報告、説明がありましたが、さんさん館に建設していなかったということではありますが、この理由は何なのか。当初、我々への説明ですと、ここは宿泊施設等もありまして、非常にいい場所だなということで見とおったんですが、なぜしなかったのか。その

辺をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員もさんさん館の方にお邪魔したことと思いますが、基本的にはあそこはごらんになっておわかりのとおり、あそこには水道の浄水施設、あれを設置させていただきました。その関係で、あの場所に仮設住宅の建設ができないということになりましたので、ひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 仮設住宅は、水道施設を建設のためにできなかったというお話ですが、そうしますと避難所にも使用しなかったというお話も聞くんですが、それはまことですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あの場所には、警察と自衛隊の方々がお入りになっておりました。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長もご存じのとおり、この震災時は大変雪が降って、大変寒い日が続いたわけでありまして、避難場所といわれている公的施設も津波で流されまして、地域によっては倉庫あるいは納屋、小屋に段ボールを敷いて避難をしていた住民の方々も数多くあったわけでありまして、今のお話ですと、そういった町民を入れないで警察、自衛隊を入れたということになりますと、私も最初知らなかったんです。もちろん、情報もなかなか取ることができなくて、ただ入ってきた情報によりますと、私は歌津におりましたので、歌津の中学校あるいは平成の森、あるいはベイサイドアリーナ、公共施設はとにかく避難民でいっぱいであるという話がきまして、このさんさん館につきましても避難民の方々がいっぱいいるんだなというふうな認識でございましたら、後で聞いたら避難民は1人も入っていなかったというような話が聞こえてきましたので、なぜそういうことになったのかなということで今質問しているんですが、その辺。警察の方からの依頼があったのか、あるいはこちらから入ってくれということなのか、その辺のいきさつはどうなのか。そういった毛布もない、食べ物もない、そういった納屋とか小屋とか倉庫とかに段ボールを敷ながら寒さ、寒さでいる中で、そういった町民の方がいる中で、その方々を入れないで警察を入れたということはどういういきさつなのか、その辺のところ。

住民の方々も非常にその件については、今話題になっております。といいますのは、話題にしているのは入谷地区の方々です。よその方々はわかりませんから、そういったことをやっているということは。そういうところで、どうしてそういうふうになったのかお聞かせくだ

さい。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私もそのいきさつについて、当時の発災直後でございますので詳しく私も存じ上げてございませんが、少なくとも復旧支援で入ってきた方々いわゆる警察署、それから自衛隊の皆さん、そういった方々の宿泊をする施設、それが必要だということでさんさん館の方にそういった警察、自衛隊の方々がお入りになったものをいうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この施設は、町の施設になっているかと思うんです。その地区の方々に、民間の方に指定管理という形でお願いしているんですか。その辺は違うんですか。どういうふうな形でやられているのか。私どもは公的施設だとばかり思っていたんですけれども。

それで、そのいきさつは町がわからないということだと、あそこは町のものではないんですね。だから、わからなくてもいいということですね。その辺、どうなんですか

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○14番（三浦清人君） あの施設は、民間に譲渡したものでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、民間に譲渡したということで、その民間がどうするかということは、町では関係ないというような考え方なんですか。

私は、むしろ住民の方々が大変なつらい思いをしているものですから、町の方が警察も大事でありますけれども、悪いとは言いませんよ。悪いとは言いませんが、大事ですけれども、やはり住民の方々を入れてはどうかという話はできなかったかということです。皆さん苦しんでおられるんですから、その時期は。

それで、どうなんですか。その宿泊費とか何かというのを徴収したかどうかということもわからないんですか。警察の方から徴収、宿泊費を。もちろん、無料でしょうけれどもね。

それから、その食事の提供等はどうなっておったのか。その辺のところ、おわかりでしたら。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々とすれば、その辺については、関知はいたしておりません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、町長、執行部の方々は、なぜ警察がいつ入って来たのかを全然関知しないということでしたということですね。町の施設でないから、民間のものであるから、我々は一切関知しないという言い分ではありますが、そういうふうに受けとめてよ

ろしいですか。

私は、この町にそういった施設があるのにもかかわらず、そこに住民の方々を入れなくて隣の登米市の方をお願いして体育館や公民館に避難をさせたという前に、地元でそういった施設があるんですから、やはりそういう所有者の方々にお話をしてお話を協力してもらえないことはできなかったのかということでもあります。

施設というか、建物も土地も売ったんですね。施設だけですか。土地は町のものでしょうか、土地は。だからそこなんです。建物を売ったから言えないということではないわけです。やはり、町の土地ですからそういうこととお話しできていいはずなんですよ。仮設もそこに、水道云々というような話がありましたけれども、一般の住民の方々、南方に仮設住宅を建てておるんですが、その南方の仮設に行く際、398号線の入谷の道路を通って行ったんですよ。非常に情けない気持ちですね、自分の町から出されて。「出された」と言っているんですよ、住民の方々は町から。そして、よその土地で生活しなければならない。なぜ、南三陸町内で施設をつくっていただいて、そこで生活できないのかというのが、今よその地域で避難所生活をしている方々の意見であります。できるのであれば戻りたいと今言っております。できれば、南三陸町の仮設に戻って生活したいと。これは、1人2人ではないです。皆さんが同じことを、そういうことになっております。

料金関係、それから食事の提供関係、わからないんですか。全くわからない。後で調べてください。それによって、質問の内容が変わってくるんです、質問の内容が。取ったのか取らないのかによって、質問の内容が変わってくるんです。

ある警察官は、ある方に町民を入れなくて私どもが入っているのは、非常に心苦しいということを使ったそうであります。それを聞いた町民の方がおります。その方から、私は聞かされました。そういうことになっておるんです。その辺のところをきちっと説明をしていただきたいということなんです。

どうですか。すぐにその料金を取ったか取らないかわかりますか。あるいは、その食事の提供等もどうなっているのかお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、お調べにならないとわからないということでございます。今、すぐここでというわけにはまいらないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その土地を貸している団体はわかるんですね、土地を貸し出している団

体。何という団体ですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 旧林際事業管理組合ということになっております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 旧林際事業管理組合ですか。組合組織になっているんですね。そうすると、そこには組合長さんとか理事長さんとかそういうような代表の方もいると思うんですが、この方々が要するに警察官を入れるということを決めたということですか。わからない。それもわからない。

何もわからないので、さっぱり話も進まないんですけども、私はその震災当時、我が町の方々が避難しているという登米市の柳津、あるいは登米の公民館、体育館に行ってみました。そうしたら、自衛隊の方々は向こうにいたんです、我が町の方に来る自衛隊の方々も含めて。ですから、私は警察あるいは自衛隊の方々については、登米市の方にお泊まりしていただいてもよかったのかなとそんな感じがいたしております。そして、やはり町内のそういった施設でありますから、町内住民の方々がそこに避難すべきではなかったかなとそう思うんですが、町長、その辺の考えはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当時は、自衛隊の皆さんは1連隊だけではございません。東北方面、北海道それから小倉、熊本、各方面から自衛隊の皆さんがおいでになりまして、それぞれの地域にベースキャンプをつくってございました。そういった中でございますので、1連隊だけが来たわけではないということでございますので、自衛隊の皆さんがどこにベースキャンプをつくってどのようにこの町に入ってきたかということについては、正直に申し上げましてなかなか把握ができないというところが正直なところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、次に進む前に、ちょっとその辺でもっと聞きたいことがあります。

要するに料金を取ったのかどうなのか。あるいは、食事の提供がどうなっているのか。食事を提供したとえば、どの業者、どういう業者なのか。それから、料金を徴収していたのであれば、料金は幾らぐらいだったのか。それから、組合でありますから定款等もあるわけですね、組合に。それは、町では存じ上げていると思うんですが、災害の時の町との施設との協定というのはどのようになっているのか。これは大事なことですよ、大事なこと。

公共施設であれば、自然と住民の方々に避難所として提供しても構わないんですが、建物は売却した、しかし土地は町のものであると。その売却するに当たって、そういった条件とかというのは取り交わしていないのかどうか。その辺の内容はどうなっているのか。ただ、売ってしまったから関係ないというわけにはいかないんですよ。町の土地のところをやっているんですから。その辺はどうなっています。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 記憶では、災害協定は結んでいないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 災害協定は結んでいないと。

しかし、やはりこれは住民の方々を優先して入れるということが一般常識というか、客観的なものの考え方ではないのかなという思いがするんですが、町長はいかがですか、そういうふうな考え方は。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 入谷地域に避難をした方々は、入谷小学校と入谷公民館、そちらの方で賄えたというふうにお話はお聞きしております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そこにあれば行くんです。ないから行かないと。避難所があれば行けるんです。なければ行けないんです。例えば、行きたくてもそこに警察官がいっぱいいて断られたと。断られたとなれば行けないでしょう。そして、登米とか柳津とかに行っている方々もいるんです。そういう方々をこちらの方に入れることはできなかつたかということです。何だよその町に、「出してやった」という言葉は適当ではないかもしれませんが、仮設住宅もそのとおり、避難所もそうですよ。仮設住宅に入っている方々については、「町を追い出された」とこういう表現をしている方も結構いるんですよ。その辺を言っているんです。

いずれにしろ、議長、そのお金を取ったかどうなのか、その団体が。もちろん無償だと思えますけれども、その確認とそれから食事の提供。誰がどのようにして出したのか。それをちょっと聞かないと次の質問になかなか入っていきませんので、ひとつお昼にはちょっと早いですけれども、休憩をされていてその間に調べてもらいたいと思うんですが、よろしく願いします。

○議長（後藤清喜君） 14番、次の質問に入ってはだめですか。次の質問をして、時間帯に再度また戻って質問をしてもよろしいですか。

○14番（三浦清人君） 私は、馬鹿がつくほど堅いものですから、終わってしまうとまた元には戻れないというような認識でおりましたので、まあ、議長の許可がもらえれば行ったり来たりしたいと思います。

それでは、2番目につきましての町道、農道の復旧状況であります。

町長の方からいろいろと説明がありまして、私ども産業建設常任委員会で先ほどの所管事務報告にもありましたように、町道、農道あるいは漁港関係もいろいろと調査をいたしまして報告書に掲載したとおりであります。その中でまずあそこは町道になっているかと思うんですが、松の崎線から歌津地区の石浜、石浜地区の道路が大決壊しまして、今もずっと遠い通行ができなくなって、仮設の方をちょっとつくらせて、その仮設も通行するのに厳しい仮設道路なんです。そのところなんです、住民の方々からもかなりの要望が出されておりますが、その辺の復旧、改修はいつごろになるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の津波災害で、町道137路線、これが壊滅的にやられてございます。そういった関係で、災害査定を受けて復旧工事に向かっていくというそういうふうな段取りでございますが、今ご指摘の場所については建設課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 石浜までの道路は、本当に通れるまでに少し時間がかかり過ぎたということでございまして、今現在もちょっと民地をお借りしながら本当に部分的に通行しているような状況でございます。それで、そういう道の安全とかについては、ちょっと左程度した今現在は対処できませんけれども、9月末から具体的な災害査定が入りますので、まずはその災害査定が終わり次第、やはりそういう重要な路線につきましてはすぐに本復旧、こういったことを対策してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長も何度も行っ、住民の方々からも要望されていると思いますし、我々もとにかく行くたびにまだ直っていないとか、仮復旧している道路についても、非常に通行しづらいような状況でずっといるわけです。町長はそこばかりではないんだと、いっぱいやられたんだと、そのとおりなんです。でも、重要性というものがあるわけです。みんな同じだといえば同じということになるんでしょうけれども、そこにはやはり普通はそこを利用する頻度といいますか、度合いといいますか、住民生活に欠かせない道路なわけでありまして、9月の末に災害査定を受けてその重要路線からやるというお話であります。ぜひ、

重要路線であります。何番目になるかわかりませんが、あとは課長が5番目になるのか、2番目になるのか、重要路線の順番ですけれども、そういうわけで一日も早くやはり復旧、改良をしていただきたいというように思います。

具体的に、末の査定であります。そこで、予算計上ということになるんですが、大体的に見通しといたしますか、私どもも聞かれたときにいつになるかわからないよとずっといたんですよ、今まで。ですけれども、この辺でいつごろやれるというような道筋といたしますか、それをお話ししたいと思うので。いかがですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 9月末あるいは10月から災害査定が入りますけれども、その災害査定でその被災額というものが確定しまして、それから国の方からその被災額の内示というものが1カ月以上かかるかと思っておりますので、その内示を受けてから予算措置をして復旧というふうなことになります。年内に、もしその内示等が対処できれば、そういう重要な路線についてはできるだけ早い時期に予算を上程して、復旧の方向性をしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

一般質問が続行中ですが、ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に、答弁の保留がありましたので、産業振興課参事に答弁させます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、さんさん館の利用の経緯につきましてご説明を申し上げたいと思います。

3月11日の震災によりまして流出しました南三陸警察署につきまして、当初入谷の小学校の方で業務を展開しておったということでございます。3月17日からさんさん館の方に移ったわけですが、建物につきましては宮城県と旧林際小学校運営事業組合におきまして、南三陸警察署の本部機能というふうなことで、建物全体をお貸しするというふうな賃貸契約を結んだというふうなことでございます。料金等につきましては、建物施設全体を警察署として使用するということから、1日5,000円というふうなことで金額の取り決めをしたようで

ございます。

具体的な利用の形態でございますけれども、建物は南三陸署として使用すると。土地につきましては、町の土地でございますので無償で駐車場として活用するというふうなことでございます。震災直後でございますので、電気、水道、ライフライン、これは通じておりませんのでそういう状況下、条件下で使っていただくと。ただ、ガスにつきましてはプロパンガスでございますので、警察署の方でチェックをしていただいて、安全の確認をしていただいて使っていただくというふうなことがちょっと調査した内容でございます。以上でございます。

(「 」の声あり)

すみません。食事の提供は、一切ないということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほどの、まず町道農道の関係ですが、途中ですからこれが終わってからまた戻りたいと思うんですけれども、ぜひ極力早目に。特に、石浜の道路、言っておきますよ、については仮設がありますけれども、非常に通行するのに困難を来しておりますので、早目にやっていただきたい。被災額の査定が決まらないうちになかなか予算というものが出てこられないし、内示も受けなければできないということでもありますけれども、一日も早く、重要路線でありますから復旧をしていただきたいというふうに思います。

具体的な日数等も本当は聞いておきたかったんですが、もしできるのであればおおよそでよろしいですから、いつごろぐらいかなという予定の月日でよろしいですから、お話ししていただければと思います。私どもも、一応説明するのに大体の目安というものも大事でありますので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、戻りまして、その警察と旧林際事業管理組合との契約ということで、1日5,000円ということで有償であるというようなお話でありました。やはり、そこなんです、地域の方々から話が出るのが。要するに、着の身着のまま命からがら逃げて、ようやく逃げたものの避難する場所がないというようなときに、利益を目的とした団体がこの町にいるということはいかなるものかなということなんです。利益を優先に考えるこの団体、何人の方々で形成されているんだかわかりませんが、これはちょっと考えものですね。その土地の賃貸契約は、いつまでになっているんですか。やはり、住民を最初に考える団体に土地を貸すべきですよ。利益を優先させる団体には貸さない方がいいと思いますよ、土地は。返してもらいなさい、すぐに。とんでもない団体ですね。いつまでの契約になっているんですか。皆さんが困っているときに、町民に利用させないで別な町外の方に貸してお金をもうけると、その

考え方がどうも。住民の方々にしてみれば、地域の方々にしてみれば、おかしいという声が出るのは当然であります。入谷地区以外の住民の方々で、この内容を知っている方は少ないですよ。その辺のところはどうなっているのかお聞かせください。

それから、時間が余りないものだからまとめて進めますので、ひとつ。

それから、この農道、町道についてであります。常であれば、震災がなければ農道の草刈りとか管理、整備をずっとやってきたわけなんです。当初の予算でもとってあるんですよ、整備するために。しかしながら、この震災のために多分業者さんが忙しいということで、手つかずの状態にいるかと思うんですけども、これからどのような考えでやっていくのか、その辺のところも含めてお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、ちょうど石浜の迂回路でございますけれども、災害査定は多分9月末から入って、10月の半ばあたりにはその辺のところに行くのではないかと思いますので、そこから内示がいつの時点で来るかというのは、まだしっかりこちらの方でわかっておりません。それで、いろいろ情報を聞きますと3次補正、この辺にある程度まとまってくるのではないかという情報がございます。ただ、これも来てみないとわかりませんが、内示が来次第すぐ発注できるような、そういう方向で考えていきたいと思っております。

それから、あと農道、町道の草刈りでございますけれども、農林道につきましては今現在業界の方にすべてお願いするように進めてございます。それから、町道につきましては森林組合の方ですべて刈っていただくように今進めてございますので、もう少し時間をいただきたいというよりも、今月末あたりにはそういう作業に着手できると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 当該組合と契約を締結しておりますのが総務課でございますので、私の方からお答えさせていただきますが、当該組合とは昨年6月の定例議会だと思いますけれども、無償貸与の議決をいただきまして10年間ということでございますので、最終は平成31年になりますか、平成32年になりますか。昨年の6月に10年間の無償貸与の契約をしてございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、草刈り関係については森林組合ということで、これは契約を結んだんですか。もう終わっているんですね。そうすると、9月から着手という形だと

いうお話ですが、常だと2回ぐらいやっているんです、草刈り。1回もしていないので、多分これからだと1回だと思うんですけども、地域の方々是非常に困っておるんです。この件につきましては、森林組合だけで賄いきれるのかなという感じも今しております。今、初めて森林組合という話を聞いたものですから。かなりの広さ、延べキロ数もありますので、その辺についてはいろいろとこれからも検討していただきたいというふうに思います。さらに、要望しておきたいと思います。

その土地ですが、去年の6月に10年間ということで、何をしてもいいんだというわけにはいかないと思うんです。貸す以上は、それなりの管理も必要だと思います、貸した以上は責任ということも。今回のところは、この程度で終わらせてもらいます。またの機会にこの件に関しては、またさらにやりたいと思います。きょうのところは、この程度でおさめたいと思います。

さて、次であります、3番目の漁業再開に向けての町としての取り組みだということでありまして、先ほど町長の方から漁船の確保の関係あるいは環境整備、それからモニタリングの関係の話も出てまいりました。まさにそのとおりでと思いますし、何といたしましてもこの水産業、漁業は我が町の基幹産業でありまして、この復興なくして町の復興はあり得ないと。前にも申し上げましたように大事な産業であります。

先般、私もこの関係につきまして質問もいたしました。以前からもしておったんですが、この市場につきましては、仮設でこれから建設も始まって利用していくということでありまして、捕った魚を高く買う意味でも買い受け人の人数といたしますか、ハードルを低くしている方々に、多くの方々に買い受け人として参加をしていただくというようなお話をしましたところ、課長の方から買い受け人の組合の方に申し入れをして、多くの方々に参入しやすい環境をつくりたいというふうなお話でありましたが、その辺の状況は今どうなっているのか、一つ。

それから、この水産業、以前もちょっと出ましたこの知事の水産特区のお話であります。最近、テレビ、新聞を見ますとトーンダウンといたしますか、反対団体の方々の威勢がいいというか、勢いが強いというか、勢いがあるためにトーンダウンしているのかなとそんな感じが普通はするんですけども、これは本人から聞いてみないとよくわからないと思うんですが、私はそうではないなという感じがいたしております。

第一に、この震災があって、あの知事が突然と漁業特区、水産特区を発表したわけですよ。漁業団体や回りの方々の意見も聞かずに突如として発表した案件でありますから、今になっ

てみますと平成25年、漁業権の更新時期にやるんだというお話になっていますが、平成25年といいましてももう今は平成23年の9月でありまして、やるからといってすぐできるものではないと。その前に準備がありますから。

私は、年明け早々にも知事がこの特区に関しての大発表をするのではないかというふうに思っています、内容について。それに対応すべく町の受け入れといいますか、対応策といいますか、それは今から考えておかなければならないのかなど。突然出てきまして、右往左往しても大変です。ですから、その辺の町としての取り組み方をどのように考えておるのか、それをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 特区の問題につきましては、以前7番議員からもご質問がございまして、水産特区の発表といいますか、提案の仕方につきましては、まさに唐突だったというふうに私も思っております。やっぱり、ある程度こういった歴史的に大改革になるお話になりますので、やっぱり当該関係者の方々にそれなりにお話といいますか、事前にいろんな形の中で情報提供をして、その中で発表するなりということが大事だったのではないかなというふうに私自身は思っております。

水産特区の問題について、トーンダウンというよりも多分知事の考え方とすれば、新聞等を見聞すればですが、ある意味漁業者の方々と詰めてみたいという思いがあるというふうに私は思っております。その中で、突然に大発表するかということになりますとそれは三浦議員の感触ということですが、私自身とすればどちらかといえば漁業者の皆さんあるいは全漁連、その辺と色々な話し合いをしながら進めていくのかなというふうな私は感じがいたしております。

水産特区が、じゃあ果たして全員が反対なのかということになりますと、基本的に私も町内の若手の漁業者の方々といろいろお話をするんですが、そうしますと容認をするという意見をする方々も中にはいらっしゃいます。ですから、すべからくどうのこうのということではなくて、やっぱり一番大事なのはさっきお話ししましたように、いわゆる関連している方々としっかりとその辺の膝詰めで話し合いをするということが、非常にこういう問題については肝要だろうというふうには思っております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 市場の仲買人の関係でございまして、前にも議員からご指摘がございまして、実はこの仲買人に関しましては市場運営審議会の方で審査をやっておりまし

て、ことしの2月に開催しました市場運営審議会の際には、仲買人の方々40名を今後3年間参入していただくということで審査しております。ただ、この震災の後にまた再開するものですから、先月末に臨時のその市場審議会を開催いたしまして、再度この辺のところを話し合いました。町といたしましても、仲買人の方々の数を今後とも増やしてほしいというような申し入れをしております。ただ、現実には、今度は仲買人の方の中でも被災をされて、すでに町の外の方に行って別な仕事を始めておられる方々もおりまして、2月に参入を認めた方々すべてが、今後再開してすぐに当町のその市場の仲買人に参入できるかどうか、今のところは怪しいようなそういう状況でございますが、いずれにいたしましても今後とも、毎年3年ずつの期間でもって更新をしておるんですけれども、仲買人が新たに加わる場合はこういうようなやり方をしております。いわゆる、魚を買う以上はその代金も支払いをすぐにしていただかなければいけないですから、その辺の審査も必要なものですから、私が例えば急に仲買に入りたいと言ってもそれがすぐにできるというわけではなくて、この市場審議会でも認めてもらわなければならないんですが、その実績を積むためには、どなたかの既に認められている方の名前でもって、そこを手伝うような形で仲買の仕事を少なくとも1年間やっていただいて、それでその実績でもって翌年のその市場審議会でも認めていただくというそういうようなやり方をしております。

ですから、そういうようなその参入の意思がある方に関しましては、門戸を閉じることなく広げていってほしいというのが開設者としての町の考え方ですから、それらは市場審議会の方に申し入れをしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その市場の関係ですけれども、ぜひ参入しやすい環境整備をしていただけるように、町の方からも再度その市場運営審議会の方に何度となく申し入れをしていただきたいというふうに思います。

それから、特区の方ですが、町長は突然の発表は考えにくいと、発表はしないだろうと、徐々に徐々にというようなお話であります。そうであれば私もいいなと思うんですけれども、何せこの発表も唐突、当然ですから、それを考えた場合のことを言っているんです。常にその情報を得ながら、町長さんは知事さんと非常に仲がよろしいようなんですから、しょっちゅう電話なり何なりして腹の内はどうなんですかというようなことをお聞きしながら、その対応策というか、突然言われてどうしようと漁民の方々に騒がれたら大変ですから、その辺のところも町長として考えながら進めていただければなというふうに思います。

それから、この災害を受けてこの第一次産業、特に漁業の振興が大事であるということは、私も再三にわたって言いました。それから、今は産業振興課ということで進められているわけですね、この機能といますか。そこで、ぜひ水産の推進室、漁業の推進室みたいなものを産業振興課の中に設置しまして進めていかれてはどうかという感じをまたさらに思ったわけでありまして。といいますのは、先般、産業建設常任委員会で陸前高田市の方に視察に行っていました。漁業協同組合の対応ではなく、市の担当者に対応していただきまして、漁協の職員以上の知識で対応していただいて、特に水産専門の方なんですね、陸前高田市の担当が。うちの課長がわからないということではないですよ。とにかく、私たちは行ってびっくりしたんです。質問したらいろんな角度からの答弁ですから、それだけかなり勉強、知っているんだと、それなりの専門の職員を張りつけているんだとそんな感じがしたものですから、ぜひ我が町にも、この一番の基幹産業の漁業ですから、この水産の推進室というような形で進めていただければなというふうに思いますけれども、どうですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 特区の件でございますが、基本的にいろんなご意見等々がございます。しかしながら、根っこの部分は一つです。要は、この水産宮城、これをこれだけの大災害を受けてどう再生、復興させるかということについての思い、これは県もそうですし、それから県漁連の皆さんも思いは同じです。そこは、ご了解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、そこの中での一つの手法、手段というのが、果たしてこれまでと同じでこの大災害から再生ができるのかという思いが、知事を初め県の水産関連の皆さん方の思いだということでございますので、先ほど言いましたように突然にまた知事がという思いについては、私はなかなかそこはあり得ないのかなというふうな思いがあります。

しかしながら、今ご指摘がありましたように、その辺の情報等につきましては、県の方にしっかりとりたいというふうに考えてございます。いざというときに、先ほどもお話がありましたように、慌てないようにその辺の情報もしっかりとっていきたいというふうに思います。

それから、推進室の関係ですが、今当町とすれば水産係という形の中で、当町の水産の振興ということで任に当たっていただいておりますが、今陸前高田市の職員の方のお話がありましたが、当町でも水産係に大変優秀な職員を配置いたしております。大変、いろんな分野に精通している職員が配置になっておりますので、多分この近辺の市町村の中でもうちの水産

を担当している職員にとっては、大変専門的な知識も持っているというふうに思いますので、いずれその推進室があるかどうかということではなくて、要は我々は水産をどう再生、復活させるかということについて全身全霊を傾けていきたい、そういうふうな思いで日々復旧に当たっておるとご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 次に移ります。

次の4番目であります。

新しい防災計画の策定についてであります。今回の震災でこれまでの防災計画、これがすべて否定されたといっても過言ではないかなというふうに思います。これから、この計画を進める上で、策定する上で以前の計画というものもこれは検証しなければならないのかなど、作成していく上で大事なことだなということで、質問に入らせてもらいます。

先般、9月2日に三陸新聞の論説に掲載されておったんですが、平成18年の、先ほど町長もお話ししました南三陸町地域防災計画というものが作成されまして、同年12月にその防災会議を開いて説明をしておるわけであります。その内容につきましては、2メートルの津波の場合は3階建て以上、3メートルの場合は4階建て以上のRC、RCということは、これはコンクリートづくりですね。または、SRC、これは鉄骨なようです。の構造の施設に緊急避難をするというような策定であります。計画が策定しているのにもかかわらず、今回6メートルの大津波が来ると町長も知っておるんですね。その中で、なぜ3階の建物に職員を集めたのかということでもあります。自分が作成してきた防災計画、これを忘れてしまったのかどうか。その辺のところからお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご質問がございましたが、津波の高さが2メートルではなくて、浸水深が2メートルということでございます。そして、避難場所につきましては、町内で4カ所指定してございます。それは、病院、高野会館、漁協それから町営住宅ということのこの4カ所、これが指定されてございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、この浸水深というのはいつ発表するんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○14番（三浦清人君） 浸水深というのは、発表というとらえ方はしてございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 発表しないで、メーターをはかってから逃げるんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その辺の詳細は防災計画に記載されておりますので、詳細については危機管理の方から答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 浸水深の考え方につきましては、津波避難ビル等に係るガイドラインというものが国から示されておりました、それを準拠して今回策定した内容でございます。

具体で申し上げますと、浸水予想地域内において想定される浸水深が2メートルの場合は3階建て以上、1メートル以下の場合は2階建てでも可という形になっております。3メートルの場合は、4階建て以上のRC又はSRC構造の施設とし、あらかじめ指定するといったような内容で今回決めておりました。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、津波が来る、津波が来ると騒いでいるときに、その浸水深が1メートルとか2メートルとかというのは、どうやってわかるのかということを行っているんです。それを確認して逃げるのですかということを行っているんです。そこを行っているんです。いちいち来た何をメジャーか何かでこうはかかってから、ああ1メートルだから3階以上だ、4メートルだから5階だとやるんですかということなんです。この防災計画一つも何のことだということなんです。今、流される、命が危ないというときに、そういう悠長な構えでいいんですかということ。私は、津波が来るという発表のメーター数ということをやったのかなと思ったんですが、そうじゃないということになれば、その浸水深というのはどこでいつメーターを確認して、2階建てとか3階建てとかに避難ということになっているんですか。そこを聞いているんです。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 気象庁から発表されるのは、あくまでも津波の波高のみでございます。浸水深のとらえ方については、その場での状況判断にならざるを得ないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） じゃあ、この防災計画というのは、さっぱりあてにならない計画ですね。今、命が危ないというときに利用できないというか、これをやれないということになると。

先ほど町長は、防波堤が5.5メートルあるから6メートルの津波であるから、1メートルか2メートルということでお話がありました。私は、例えば5.5メートルの防波堤がありますね。津波が4メートルであれば、これは心配ないというふうに思うんですが、6メートルですから50センチ高いんですよ。50センチ高い津波がだあと来るんですよ。そこで、1メートルか2メートルかと思ったというのは、何を根拠にそう思われたんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、私どもとすれば、先ほど来お話ししておりますように5.5メートルの防潮堤で当町は防御されていると。その中で6メートルの津波ということになりますと、おおよそ1メートルあるいは2メートルの浸水にとどまるだろうというふうに考えておりますし、またご承知のように町内の、先ほど言いました指定されている避難ビルにつきましては、町民の皆さんはそちらの方に避難をしているという状況でございますので、ある意味町内の高いビルに皆さんが避難をしていただいたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長としてこの防災意識といいますか、危機意識というのにはちょっと欠けているなどそんな感じがいたしました。

この間の3月11日の大地震、議会が終了したときであります。今まで経験のない、大きくそして長い時間の地震でありました。大津波が来るという認識をまずもって考えなければならぬのではないのかなと思うんです。

私が住んでいる歌津地区なんです、浜の方なんです、大きな石碑があります。志津川の方はどうなのかわかりませんが、歌津の方々は目にしているかと思うんですが、大きな石碑に「地震があったら津波と思え、津波と聞いたらすぐ逃げろ」という文言の石碑であります。これは、昭和8年の三陸大津波の時にたしか朝日新聞社からだと思うんですが、その義援金でもってつくった石碑であります。これが、名足地区あるいは田の浦地区とかという被害の大きいところに立っておりまして、私個人はおぎゃあと生まれて小さい餓鬼のころから、子供のころからその近辺で遊んでおりまして、その内容は毎日のように見ておったんです、当時。ですから、大きな地震があったら必ず津波が来ると、そして津波だと言ったら必ず高台に逃げるということも常に頭にして生活しておったもんですから、3月11日の津波の報道になる前に大きな津波が来るという確信を持って、職員の方々に大きな声で逃げろというように話をしたわけであります。

ところが、残念ながら町長はそういうこともなさらずに、その防災のところに行ったと。最

初は、どんな津波が来るんだろうということで見に行ったというようなお話でありました。

3階では、きのうの野田新総裁が所信表明で話されておりましたが、命を張って避難を呼びかけた彼女が、声を震わせながら恐怖に打ち勝って、負けないで地域の方々に避難を呼びかけたという、野田新総理が新総裁になって初めての大事な所信表明の時に我が町の職員のことを言ってくれたと。一生懸命、放送で流れました。そのとき、町長、あなたはどこで何をしておったんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当日は、ご案内のとおり2時46分の地震がございまして、当然議会でございまして皆さんと一緒でございまして。その後、当然我々が想定したのは宮城県沖地震と。当然、津波の高さが6.5メートルぐらいというふうなものは、防災計画あるいは宮城県沖地震の想定される津波の波高ということで、当然そういう津波も来るだろうというふうな認識はいたしておりました。

その後、我々とすればすぐ防災対策庁舎危機管理課、そちらの方にすぐ移動をしまして、気象庁の第1報によりまして我々が思ったとおりマグニチュード7.9、震度6弱、そして津波の高さ6メートルということですので、ある意味我々が常々想定をしておりました宮城県沖地震とほぼ同等というふうな予想でございました。当然、我々とすればその場所で水陸門の閉鎖あるいは誘導等を含めまして、そういった指示をその危機管理課の中でやっていたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） とにかく、あなたの判断は間違っていたと。結果を見ますと、町民の生命と財産を守るあなたの責任が果たせなかったという結果になったのは、事実であります。何度あなたが言いわけを言っても、結果は結果として受けとめて真摯に反省しなければならないというふうに思います。

時間も時間ですから、次に進みます。

今回の震災で教訓にしなければならないのは、津波だけではなくてこの原発事故の対応というものに対しても、これからのその防災計画にも盛り込まなければならないのかなという感じがいたしております。問題は、女川の原発であります。もし、万が一女川原発が事故になった場合の我が町の対応といたしますか、避難といたしますか、その防災の計画はどのようにお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの当町の防災計画、ご承知のように放射能の問題あるいは原発の問題について記載をしている箇所はございません。したがって、今回の福島原発は大変な大災害になったわけでございますので、先ほど来ゼロベースから見直すというお話をしておりましたが、今回の新しくつくる防災計画においてもその辺はしっかりと組み込んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ぜひ、そうしていただきたいというふうに思います。今、福島の方々は、地震、津波以上に、原発の被災を受けられた方々が大変苦勞をなさっているのは、皆さんご承知のとおりであります。我が町もその圏域に入りますから、早目にその対策を講じて、その避難先ということも確保しておかなければならないのかなとそんな感じもいたしております。その際には、ぜひ入谷のさんさん館はどうなるかわかりませんが、同じ地区ですからそこに逃げたって仕様がなしかもしれませんが、そこまでは整備をしていただきたいというふうに思います。

戻るわけではありませんが、この三十数名という大事な職員の命、生命が犠牲になったわけです。私も前にも何度も言いましたけれども、本当に合併協議会で約束したように、合併して2年以内にベイサイドアリーナ、この近辺の高台に新庁舎の建設に着手するという約束が守れていて、そして防災庁舎もここに建設されておれば、こんなに多くの職員の犠牲はなかったのかなというふうに思うのであります。

当時、平成18年に南三陸町新庁舎建設検討委員会というものが開かれまして、これは町長が指名したんですが、残念ながら10年間は凍結するという結論に達したということで、あの場所であって三十数名の方々が犠牲になったと。多分、この検討委員の皆さんは、この事故以来眠らない日が続いているのではないかなとこう思います。自分たちのせいで尊い命を失ってしまったという、そういった責任も考えているのかなという思いがいたします。これにつきましては、時間がありませんから詳しくは申し上げませんが、できたら後でよろしいですからこの検討委員の名前をお知らせしていただきたいというふうに思います。

それから、次に進みます。

最後になりました、この歌津総合支所の機能と役割であります。先ほど、町長から各課の設置状況についてお話がありました。これは、南三陸町総合支所設置条例というものがあって、いろいろと述べられてあるわけです。地域生活課、町民福祉課等々ですね。今の状況、それから被災前の職員の人数等々にどのように変化があるのか。その辺のところをお聞かせ

ください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 総合支所の平成22年4月1日現在の体制でございますが、支所長1名、地域生活課5名、町民福祉課8名、計14名体制でございました。本年でございますが、震災等により四十数名減少になったということでございまして、総合支所長1名、地域生活課2名、町民福祉課6名ということで9名ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 以前は、住民票あるいは印鑑証明等々を発行していたわけですが、その総合支所で震災前は。ところが、こちらの本所まで来なければなかなか難しいのではなかったですか。支所でもできるようになりましたか、今は。ああ、そうですか。であればいいんですが、ただ人数的にやはり前の人数に戻していただきたいと、早く。そう思うんであります。

以前にもお話ししたんですが、仮設住宅の建設数、それから未被害数、要するに被害を受けないで残った戸数を足しますと、志津川地区の仮設数と未被害数を足した数が約850戸、それから歌津地区が894戸、約900戸なんです。戸数的には、歌津地区の方が志津川地区の方が多いいということです、住んでいる戸数が。でありますから、やはり総合支所の機能というのが大事なわけなんです。一日も早くその人数を増やして、住民サービスをしていただきたいというふうに思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。人数等も含めまして。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在は、災害時ということで、簡単にいえば非常時でございます。そういう定住人口ではございませんので、一時的にそういう偏りがあるというのは、これは否めない事実だと思います。いずれ、本庁舎建設というのも復興計画の中で出てまいりますので、その際にそういった本庁あるいは総合支所のそういう人数も含めた体制が出てくるものというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そのとおりです。定住人口ではありません、まだ。しかし、2年、3年はこれでいくのかなと思うんです、二、三年は。新しく住居を構えて、スタートするまでには時間があるんですから、ただその二、三年をどうするかということも今考えていかなければならないということなんですから、一日も早くそういう住民のサービスのためにやっていただきたいということです。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 支所としての機能につきましては、十二分に賄っているというふうに思っております。本庁の方に人が多いのは、これは本庁の業務が多々ございますので、そういう状況でございますので、考能的には総合支所をご利用になられる歌津地域の皆さんにご迷惑をかけないような、そういうふうなサービスはしっかりと維持していきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 何も、私が言っているのは本所よりも人数を多くするとか機能を大きくしろと言っているのではないですよ。被災前の人数ぐらいにしてもらえないのかということ言っているんです。その辺なんですよ。何も多くしろというのではないですよ、はい。いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来言いますように、私は人数のことを言っているのではなくて、要は総合支所としてのサービスが低下しないような人員の配置ということについてはしっかりとやりたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、人数が何人ということではなく、サービスが滞らないようにやるということでありますから、ぜひ滞らないようにしていただきたいというふうに思います。

そういうことで、質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

通告2番山内孝樹君。質問件名、復興に向けたコミュニティーの構築とアクセス道について。以上1件について、総括質問方式による山内孝樹君の登壇発言を許します。6番山内孝樹君。

〔6番 山内孝樹君 登壇〕

○6番（山内孝樹君） 議長の許可を得ましたので、これより通告をしておりました1点、復興に向けたコミュニティーの構築とアクセス道についてを町長に伺うものであります。

1960年のチリ地震津波からことしで51年目に当たる年の3月11日、太平洋沖を震源とした巨大地震の発生に、当町はもとより三陸沿岸部の広い範囲にわたり大津波での壊滅的な被害を受けた大震災直後から、自衛隊によるがれきの撤去作業、警察による集中捜索、全国はもとより世界の人々や団体等と多くの物資の供給、また時を惜しまない奉仕に感謝の言葉に足るものではないほど支援に励まされ、今日に至っておりますが、この震災によりまして尊い生

命と住み慣れた家屋、地域で育んできた空気までをも一瞬にし、多くの大事なものを失いました。

防災の周知には、旧来より防災訓練とともに万全な体制、また防災意識の啓発と推進してきたわけですが、自然条件による情け容赦のない無限の底力にはかない人の世を認識せざるを得ず、まさに1,000年に一度という有事が現実となった3月11日から6カ月の月日が過ぎることになります。9月11日は、震災の犠牲になられた方々を弔う合同慰霊祭がとり行われ、悲しみは忘れることと常に念じておった意図は裏腹に、事が進むにつれ浮かぬ思いは次第こもごもに至るものでありました。

さて、震災に遭われた方々は不自由なる生活を強いられながらも、一次集団避難所からまた苦渋の選択の中、二次集団避難所へと住み慣れた土地を離れて、おのおの復興への願い、望みを託し、日々の生活を始めました。

当初、宮城県では3,000万戸の被災者への仮設住宅整備が復興計画に示され、その中で当町においては諸々の課題を抱えながらも紆余曲折の中建設に取り組み、避難所生活の方々に仮設住宅へと、十分な満足度とはいわれずともプライバシーの保てる生活の場を提供し、その後当町の避難所は閉鎖されたと報告を受けております。

しかしながら、応急仮設住宅あるいは当初みずからの居住確保による生活を始め、自立の一步を踏み始めたわけではありますが、想像を絶する震災により歌津、志津川と各地区が余儀なく分散され、従来の持つコミュニティーが図られない状態に置かれることとなりました。仮設住宅地には、コミュニティーを図るための集会施設も設けられているようですが、復興へ向けてのまちづくり、地域づくりの中で、これまで培ってきた地域の特性を生かした新たなコミュニティーの構築にいかなる考えがあたりかを町長に伺うものであります。

次に、以前私は一般質問の中で、町長に道についてお伺いをした経緯がございます。この際に、詩人でありまして彫刻家でもあります高村光太郎氏の詩を拝借し、町長に伺った経緯がございます。「道程」でございます。この道程の詩をお借りし、改めまして道のりに例えてアクセス道についてお伺いするものでございます。

震災時には、各地にまたがる町道、農道があります。道路の寸断により、そのために迂回路となった路線ではありますが、当初は頻繁に往来する車の対向にただただ驚くばかりでありました。相当なる1日の走行車両台数となったことは、町長もご存じのことと思いますが、この町道、農道の路線は国道、県道にかわり最たる主要路として大役を果たしてくれることとなりました。この迂回路線として、町民はもとより近隣市町村の方々にも認識を深く持たれ

たことは言うまでもありません。北西及び南東方向に走る国道45線、同じく398号線、この国道路線は広域的な幹線道としての役割を担っておるわけですが、このたびの震災を例えに今後ある得るであろう有事に備え、いさめとして緊急時対応町道一、二級の道路整備、各幹線道のアクセス道としての取り組むべき課題となり得るはずの町長のお考えをお伺いするものであります。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内孝樹議員の一般質問、復興に向けたコミュニティーの構築とアクセス道というご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問の内容から、復興に向けたコミュニティーの構築とそれから町道、農道の基幹道路へのアクセス道としての活用の二つに分けてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、復興に向けたコミュニティーの構築についてであります。ご質問のとおりこのたびの震災によりまして、町内の住家の約7割が被災し、地域の方々の多くが町内外に一時的に住まいを移されております。そのため、これまで長い年月をかけて築き上げてこられた地域コミュニティーの維持が困難となっている地域が多くございます。各地域にお住まいの方々のつながりが薄くなるあるいは失われる事への弊害としては、防犯面や防災面の地域全体としての取り組みが困難となること、そして社会的に弱い立場の方々の孤立といった問題が指摘されてございます。

また、8月末をもってほぼ完成をいたしました町内外の58の仮設住宅団地につきましても、町外及び町内の公共施設に整備いたしました仮設については一般抽選といたしましたところから、今後仮設住宅団地を単位として新たなコミュニティーを形成する必要があると認識いたしております。

そのため、現在町といたしましてはすべての仮設住宅団地に自治会を設立していただくべく、必要な支援を行っております。仮設住宅団地に自治会を設置することによりまして、自治会長を通じて仮設にお住まいの方々のさまざまな声を町にお伝えさせていただきたいというふうを考えておりますし、町としても行政情報をスムーズに仮設にお住まいの方々にお届けできるというメリット、さらには高齢者や障害を持たれている方々、あるいは環境の変化からメンタル的に問題を抱えておられる方々を早期に把握しスピーディーに対応するためにも、仮設住宅団地での自治会の設立をお願いいたしているところでございます。

また、住家が被災を受けず、現在も震災前の住家にお住まいの方々により、従来からの地域

コミュニティーを何とか維持されている地域におきましては、従来の組織を維持しつつ地域内に新たに設置した仮設住宅に入居する方々の受け入れにご配慮をいただいていると承知をいたしております。

大変な状況下ではありますが、今後におきましても契約講長さん、行政区長さんを中心として地域の方々のつながりを保っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、町道、農道の幹線道路へのアクセス道としての活用についてお答えをさせていただきます。

震災時に、被災者の生命や生活を守るために最も必要とされるものは、緊急輸送道路であります。緊急輸送道路は、救急活動、被災地への救援物資運搬等に欠かせない道路となりまして大きな役割を担いますが、今回の震災では緊急輸送路となる国道、県道等が被災をしたため、迂回路として町道、農道が利用されたことは十二分に承知をいたしております。

本来、緊急輸送路は国道、県道が主体的に担うものでありますが、議員がご指摘のとおり、幹線道を結ぶ道路や沿岸の道路が被災した際の伏線となる山側の道路等もまた必要であります。こうしたことは、震災復興町民会議におきましても「命を守ロード」としてご提言をいただいているところであります。

町といたしましても、三陸道の整備計画、国、県道の災害復旧計画を踏まえつつ、地域間を結ぶ重要な路線の整備を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ただいま、総括におきまして質問をしたわけではありますが、佐藤町長からコミュニティーの件、あるいはこの震災における各町道、農道についてご説明をいただきました。これに沿いまして、私これから再質問をしてみたいとこのように思います。

まず、このコミュニティーであります。3月26日、被災後であります。いろいろな説明を受けまして、そしてこの選択肢により集団避難の説明会を受けまして、4月4日にこの集団避難が始まったと記憶をしております。大変な思いをされた被災をされた方々であります。この仮設住宅に抽選で生活をするまでは大変な思いをされたことは、私も常々目にしておりました。このコミュニティーであります。最初に申し上げましたように両地区の歌津、志津川、分散を余儀なくされまして、今快適とはいえるものではありませんが、どうにか集団避難所から仮設住宅での生活を始めておるわけでございますが、この地域の空気感というもの、町長もお答えになりましたが、あるはずであります。向こう三軒両隣と昔の方がよくいったものです。これは先人の知恵かと思いますが、それらに伴いましてコミュニティーを図

る上で大変な2年間とはいいましても時限立法というものが出てまいりまして、さらにはこれ以上の生活になるかと私は思っておりますが、この仮設住宅でのコミュニティー、この空気の違いのコミュニティーをどのように図られているのかを伺ったわけでありまして。

まず、これまで違った人とのつきあいとなっているはずかと思いますが、この基本的に2年間の仮設住宅の生活の中でどのようなコミュニティーをもっていられるのか、次の点を1点ずつ挙げてみたいとこのように思います。

まず、今ある仮設住宅は58箇所、その中に戸数として、先ほどの前同僚議員の質問でございました2,163戸、この住宅に住んでおられる方がおられるわけでありまして、この中でコミュニティーの施設が設けられているところがございまして、さてこのコミュニティーを設けていないところはどのくらい残っておられるのか、これをお伺いしたいと思います。

また、数日前の新聞であります、亘理町におきましてはいろいろ取り組んでいるコミュニティーの報道記事を目にいたしておりましたが、当町ではこれからでありまして、この26の自治会組織がなされていると話されましたが、これからの組織の設立というものはどのように進んでいられるのか、これを1点。

それから、被災されていない各地域にこの仮設住宅が建てられて、今は生活をしておりますが、各地域のその周囲の方々とのコミュニティーをどのように図られていくのか。町長はどのようにお考えになっているか、この点が2点目。

それから、この仮設住宅に入居生活をしている人たちの中で、やはりコミュニティーを図るということで、数日前にお話があったんですが、この住宅のどの部屋を使っているのか、手習い事のような教室を始めたところがあると聞いております。仮設住宅に被災を被って入られている方々、そして今も私の地域にもございまして、身寄りをしている方々、その方々がこのコミュニティーを心のケアも兼ねまして申し込みをしたいということで足を運んだそうであります。しかしながら、断られたという声が届きました。このどちらも同じ大変な立場であるかと思いますが、この仮設住宅に入居をしている方とこの身寄りをしている方、その方々の区分けというものをどのように、断られたということで残念だと話されておりました。どちらの担当になるのか、この点をお伺いしたいと思います。

それから、この震災になりまして、この近場のお店にも、アパレルでもありますが、「絆」という言葉がございまして。この言葉や「がんばっぺ」という頑張ろうというこの言葉が新聞でもテレビでもポスターでも、元気をつけさせるための文字を入れたティーシャツ等が多く見受けられます。この絆といいますのは、やはりコミュニティー、人と人との心のつながり

であると地元新聞にもコラムに書いておありになりましたが、これに伴いまして1点ずつまた加えてお伺いしますが、仮設住宅における空き部屋は今どのくらいあるのか。この58箇所に分散している中で、空き部屋はどのくらい残っているのか。これをまた加えて1点。

仮設住宅のまた今この絆という中で、以前にもお伺いをした点であります。どうもこの個人情報というこの保護条例によりまして、住宅に遠くから伺いしてもなかなか入っている方の所在がわからないという方の声があったということ。を以前私はお聞きしました。この個人情報の保護ということで、なかなかそういう表札等もつけられないという、周知をするということでありましたが、それに加えてこの管理人はどのような選出をなさっているのか、この点を1点。

また、この個人情報を例えて言うなら、歌津では吉野沢タクゾウ、志津川では旭ヶ丘、この入り口の名前入りの掲示板がございますね。吉野沢もそうです。ところが、今の仮設住宅にはその旨と何号という戸数が掲示されておりますが、ならばこのような団地にある掲示も個人情報にも加わらないのかというところが疑問であります。この点を1点。

それから、私もできる限り仮設住宅のあるところを訪問させていただきました。いろいろな声も届きました。このコミュニティーに当たりましては、1週間ほど前に南方の方に行った際に立ち寄らせていただきましたが、ご年配の方々はやはり外でいろいろな話し合いをしておりました。その話し合いもまた情報交換でございます。

その中で、ちょうどその方々と幾分かの時間を語らいでいろいろなお話を聞いたわけですが、その際に出てきたのが地元でもありまして、過日、仮設住宅に入っている方々の携帯電話の電波状況が思わしくないということで、担当職員の方にその住宅地に向かっていたかまして、それなりの対応をしていただきました。大変喜んでおられました。話を戻しますが、南方のそのご年配の方々、若い方もおりましたけれども、携帯電話が日常生活の一つであります。固定電話は、このような状況の場合は優先されて取りつけが早急にできるということは聞いておりますが、独居老人もそうですが、そのご年配の方々がやはり携帯電話を家族のお孫さんとか、息子さん、娘さん達がおればその電話を借りするだろうけれども、なかなか利用ができない状態であると。そこに出てきたのが、結構な南方の方、平成の森もそうですけれども志津川の高台にある仮設住宅もそうですが、そこで出てきたのが公衆電話の設置ができないものかどうかという話でありました。というのは、私も帰りながら考えましたが、交互に、欲をいえばその棟一つ一つ、近場にあればお年寄りの方々も足を運んで遠くに離れているお孫さんあるいはご兄弟の方々とも連絡が取れるのかなど。これもコミュニテ

ィーの一つではないかということで、改めてここでお伺いをするものであります。

以上、再質問でこの点についてお答えをしていただきたいと思います。このように思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、多岐にわたるご質問でございますので、私の抜けた分は担当課長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、いろいろご指摘がございました。仮設住宅に入居して1カ月、2カ月、3カ月というふうな形になりまして、それぞれお住まいの方々にいろんなご不便もあるというふうなこともございますし、そういったお話も私どもにいただいております。そういった分につきましては、少しずつではありますが改善をしようということで取り組みを今進めているところでございます。いろいろお話を聞きますと、今は慣れていないけれども、しかしながら何年か住まなければならないので、慣れなければいけないというふうな思ひでお住まいの方々がたくさんいらっしゃるといふことも、十二分に私としても承知をいたしております。そこで、今ご質問がございました集会所の数でございますが、58団地ございまして、そのうちの31カ所に集会所がございまして、ないところには、なぜないのかということですが、近くに公民館とか寄れる施設がある。例を挙げれば平成の森。平成の森には、あそこには平成の森の施設がございまして、そういった集会所の際にはそちらをお使いいただけるということで、そういった集会所施設が必要な場所には、一応町としては設置をしているというふうなところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、自治会組織。先ほどもお話ししましたように、やっぱりどうしても地域コミュニティを構築していくためには、その地域にやっぱりリーダーが必要だといふふうに思っております。そういった意味におきましては、自治会長をとにかく選任させていただいて自治会の結成をしていくということが大変重要だといふことで、担当課で何日もそれぞれの自治会の方にお邪魔をさせていただいて、いろいろご意見をいただきながら自治会の結成に向けて進めてまいりまして、きょう現在、きのうの夜現在になるのかな、31の団地におきまして自治会が結成されております。まだ、27の団地で自治会が結成されていないということでございますので、これからまた担当課を含めまして地域の皆さんに出向いて、自治会の結成に向けてお願ひをしてまいりたいというふうにご考慮をさせていただきます。

それから、空き部屋が何戸あるんだというお話でございますが、空き部屋は町の分として58戸でございます。県管理分として22戸。合わせて80戸が現在あきというふうな状況になってございます。

それから、先ほど絆というお話がございました。ご承知のように、町内外に今は仮設住宅ができておりますので、やっぱり南三陸町の町民としてそういった絆をいかにつなぎとめていくかということが非常に重要だというふうに思います。そのためには、情報の問題もございまして、あるいは支援員の方々に顔を出していただく、あるいは保健師の皆さんにお邪魔していろんな情報をお聞きする、そして町の方にしっかりと情報が入ってくるとそういうふうなシステムをしっかりと構築していかないと、なかなかその辺の絆というものをつなぎとめるということについては難しいというふうに思いますので、今後とも我々としてはその辺の心のケアの部分も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、公衆電話の件ですが、まさしくそのとおりだと思います。さっそく、例えばNTTの方にお願いをさせていただきますが、どのぐらいの戸数があれば公衆電話を置くのかを含めて、その辺はこちらの方でNTTの方の方といろいろと協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、手習いということでございますけれども、例えば手習いを仮設住宅の中でどういう形でするのかちょっとわかりませんが、これから自治会が設立されて、コミュニティーセンターの中でそれぞれの自治会等が必要な部分についてはそういう中でやられると思います。

ただ、入居につきましては、あくまでも罹災者を救済するための仮設住宅でございますから、入居基準につきましては罹災者というふうなとらえ方になります。

それから、個人情報、旭ヶ丘とか吉野沢という看板があるのではないかとというそういうふうなお話でございますけれども、当時についてはまだ個人情報の保護というものがそこまで明確になっていない段階でできていたものがあるのではないかと思います。それで、いろいろ仮設住宅を回ってみますと、やはり郵便受けには個人の名前を記載して、そのところに行けばわかるようになっている方が多いと思います。ただ、あとは全体的にそこに表示をするかどうかということが今質問の中であると思うんですけれども、これにつきましては今は自治会等の設立を進めてございますので、やはりそういう個人情報と周知というものを自治会等とも協議しながら対処を考えていかなければならないのかなということでございます。（「手習い、仮設住宅でね」の声あり）

○議長（後藤清喜君） どうぞ、どうぞ。

○6番（山内孝樹君） 仮設住宅で、コミュニティーをより拡大しようということで始められた

かと思うんですけども、これは人づてですよ。住宅のどこを使っているのか、例えば編み物とか書道とかそういうものを行っているらしいんです。やっているところが歌津地区にあるらしいんです。その罹災、被災というお答えをいただきましたけれども、仮設住宅に入居している方、これは大変な思いをしているというのは十分わかっています。いろいろ事情があって、仮設住宅に入居をしないで、娘さんのところとか嫁ぎ先のうちに身寄りをしている方、この方も同じ立場であるかと思われるわけであります。この方が、コミュニティーをちょっとより多く、手習いももちろんだけれども広げようということで足を運んで申し込みをしたそうなんです、仮設住宅に入っていないということでお断りになられたそうです。それを行政の方で知っていらっしゃるのかどうか、私は再質問の中で伺ったわけですが、わかりましたか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 詳しい内容については、しっかりまだ私の方できょう答えられないんですけども、その中で営業をすとかお金を取るのか取らないのか、そういう中で対応が変わってくるのではないかと思いますけれども。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 再質問の中でもう一度伺ってまいります。

お金を取る取らないではなくて、そういう場を設けてコミュニティーをより拡大させようというお話が私に伝わってきました。その中で、今申し上げましたように、身寄りをしている方がその教室に申し込みをした際に、仮設住宅に入っていないからということでお断りになられたそうです。そういう情報を、管理している当局の方では、担当課では聞こえてきていないかどうか。これは、もしここで答弁ができないのであれば折を見てそういう点を、もちろん大事なところですから、お調べになっていただければとこのように思います。

これから、それでは再々質問に入ります。

まず、再質問でちょっとやりそこねたんですけども、アクセス道であります。

交通網の整備促進ということで、三陸道の先が見え始めてまいりました。町長にも答えていただきましたように、今回のこの被災におきましては、私ども山間部の道路が大変混雑するほどの利用という言葉もあれですけども、使われた場所であります。この中で、入谷から県道弘川町向線に交差する、以前にもお聞きしましたが坂の貝峠の歌津の部分、以前この災害に入る大分前ではありますが、地元的地権者の説明会があったということを知っております。大分前ですが。この震災になりまして、先が今はストップしているような状況ということは

理解できますが、そういう話がございますが、この点について平成23年度、平成24年度の計画の中でとり進めるといふ議会を通してのご説明をいただいておりますが、震災に当たってはストップ状態であるということはわかりますが、どのように緊急時における災害に当たっての取り組み方をなさっていくのか、これを町長に伺ったわけでありまして。

それから、次に坂の貝線と同じ払川から米広、この道路、路線も多く使われました。この地図に結ばれる、この国道45号線に結ばれるこの道路も大変利用されましたが、これからのこの防災計画も見直しをしなければならないという先ほどの前者の質問の中での町長のお答えでありましたが、この点も、やはり有事に備えて早速取りかかるべき一つの路線ではないかとのように思いました。

また、以前にこれも伺いましたが、気仙沼市本吉、また石泉の歌津間の広域農道であります。この広域農道は、農道整備事業の廃止ということで寸切れになっておりますが、わずかの距離が、前にも伺いましたけれども整備がなされていないと。今回、再認識をした路線ではないかと思われるわけでありまして、この点広域等の、私もこの間初めて行きましたけれども、町長は気仙沼の市長とこの辺についての取り交わしが、今の時点では何か。検討すべき重要なポイントを占める路線であるかと思っております。この点を町長に伺いたいと。

それから、またこれも前に伺いましたが、坂の貝線もそうですが、この国道45号線から磯の沢、この馬籠間の県道ですね。これも大変利用をされた路線であります。町長もご存じかと思っておりますが、これは5年間の見直しをかけながらこれまで検討してきましたが、その後現状のまま使われている状況であります。この路線についての町長のお考え。

それから、また戻りますが、この広域農道。志津川に入りまして、保呂毛にこのグリーンロード、広域農道が一部やはり寸切れになって残っていると。今回は、国道45号線から梨の木線というんですかね、この林道が使われたかと思うんですが、今後この有事、あり得る災害に備えて、この広域農道の先々折立、戸倉の道路が遮断されてこの梨の木線が使われたわけですけれども、このグリーンロードの沿線の考えといいますか、取り組みも必須になるかと思っておりますが、どのように思っておるかこれを伺いたいと思っております。

それから、三陸道の件を話しましたが、歌津にいきます。歌津では、きのう国土交通大臣が「三陸道の完成には前倒しにも」という閣僚に聞くという欄で見出しに載っておりました。大変明るい希望のもてる言葉が載っておったわけでございますが、この三陸道に兼ねましては町長の行政報告でも伺った経緯がございますが、今回のこの震災におきまして土地利用、歌津の町は全く壊滅状態、歌津ばかりではございませんが。契約山等の高台の土地の利用が

出てきております。これは町長もご存じのことです。この高台に移動した際、このインターが中野に出ると。あと、これまでいわれているのは坂の貝、この2カ所が歌津に設けられるといいますが、この高台に移転した場合、高地区、樋の口もそうですが、弘川、石泉、中はこの周囲に各地区が集中しておるわけですが、これらにともなって皿貝地区のインターは計画のはしりということで町長がお答えになりましたが、簡易のインターができないものかどうか、これをお伺いしたいと思います。多分にして、皿貝もですけれども、例えば町が移転して高台の土地利用計画の中で進められた際に、この三陸道のインターができ得る限り近い場所に簡易なインター、というと何か表現がちょっと今は出てきませんが、できないものかという思いもございまして、この数点をお伺いしたいとこのように思います。

以上、私の再々質問はこれで終わるわけですが、町長、道ありきでございます。最後になりますが、私も十月十日母親の胎内におりまして、やがて母親の産道を経てこの世に生を受け、58年の人生を歩んできました。コミュニティーしかり、道なくしてすべてのものを語れるものではございません。コミュニティーもそうです。このアクセス道と兼ねて、有事の際における道路の最も重要な点ではないかということでこの一言を加えて、私の質問を終わることといたします。お答えいただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大災害におきましては、道路の有用性、有効性は本当に痛感した今回の大災害だったと思います。特に、我々が苦戦をいたしましたのは、それぞれ四十数カ所の避難所がございまして、道路が寸断しているものですから、そこからおいでになる方々が歩いてそれぞれの避難所を移動したということでございまして、大変町民の皆さんはつらい思いをしたというふうに思っております。特に、避難所から避難所という形の中で、その際農道あるいは林道、あるいは町道というものが大変有効な役割を担っていたということも改めて私どもも認識をいたしてございます。そういった意味におきまして、先ほどお話しをさせていただきましたように、町民会議の皆さんもその辺の道路の重要性ということ十分に認識していただきまして、命を守ロードということの中でそういったトータル的な町の道路の整備ということについてご提案をいただいております。

先ほど、坂の貝線で説明会があったというのは、山内議員は誤解をしていると思うんですが、多分それは弘川線だと思います。弘川線のコラボ事業についての説明会は開催をいたしてございますが、坂の貝線の説明会はやってございません。

それから、あわせてですが広域農道。これは、もう既に10年近くになりますが、8年ぐらい

になるのかな。これは、もう事業中止が決定しております。したがって、広域農道という形の中での整備ということについては、これはできないことですので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今ご指摘をいただきました各路線でございますが、確かにご指摘のとおりそれぞれ重要な役割を担う道路だというふうに思いますが、しかしながら今我々が取り組まなければならないのは、震災復旧という形の中での道路整備の優先ということ、そちらに取り組むべきだろうというふうに思っております。今、お話ししましたように、ご指摘いただいた道路の重要性ということについては十分認識をいたしておりますが、今後実施計画を含めながらその辺の整備計画を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、三陸道の関係でございますが、当然白山インター、歌津インターでございますが、その次が港の近くということでございます。そこから、もう少し近くに簡易のインターということでございますが、ある意味、多分この時期になりますと難しいだろうというふうに思います。したがって、そういった白山インターから、そういった高台に移転した際のアクセス道路をしっかりと整備していただくということの方が実現性として高いだろうというふうに認識をいたしておりますので、今ご要望の点につきましては国土交通省あるいは県を含めて、その辺はお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で山内孝樹君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時55分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時53分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番菅原辰雄君。質問件名、公営住宅建設について。以上1件について、総括質問方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は議長の許可を得たので、一般質問を行います。

公営住宅建設について、総括質問方式で町長に伺います。

3月11日に発生した東日本地震津波被害から半年が経過しております。仮設住宅建設、入居も計画どおり進み、集団避難所も閉鎖されております。しかしながら、これは未曾有の災害か

らの復旧、復興に向けたほんの一步に過ぎません。町では、既に今後のまちづくりにと全世界帯にアンケート調査や地域懇談会の実施、復興町民会議、まちづくり計画策定員会の開催と幅広く意見を吸い上げているところがございます。それらを踏まえ、9月末にはまちづくりの一定の方向性が見出せるものであると認識しております。

それを前に、去る8月25日、26日と仙台、東京へと議会として3次補正予算に反映させていただき要望活動を展開してまいりました。活動では、農水省、国交省さらに県選出衆参国會議員先生方の事務所に要望書をお渡し、お願いをしてまいりました。活動の締めとして、平野復興担当大臣に直接要望書をお渡しし、お願いをしてきたところであり、平野大臣に会うために再三時間変更になどスムーズな展開とはなりませんでしたが、直接大臣に面会でき、直接要望書をお渡し、お話ができたので目的は達成されたものと認識しております。その平野大臣が野田新総理大臣のもとでも復興大臣になり、さらに石巻市出身の安住財務大臣の誕生と当地域を初め、被災としては復旧、復興により期待が持てるものと考えております。

我々が要望活動に上京した当時は菅政権の幕引きの日程がいわれている状況下であり、活動の成果も心配しながらございました。菅政権は、地震、津波発生直後から津波と東京電力福島原子力発電所の事故とまさに国難というとき、党内権力争いいわゆる政局で政府の被災地への対応の遅さ、悪さに非難の声が集中しておりました。もちろん、私もそう感じていた1人でもあります。

今回、未曾有の災害から一日も早く立ち上がろうとしている南三陸町の人々から当時の国会と同じだと見られないためにも、町として、議会として、町民の皆様が今何を必要とし、願っているかを的確にとらえ、さらには先を見越し、見据えてこの未曾有の災害という非常時ゆえ慎重かつ迅速な審議、また議会、議員活動に努め、困難な状況にある町民の皆様の負託にこたえていかなければならないと再認識しているところであります。

そこで、今多くの仮設住宅入居者の方々から聞こえてくるのは、仮設住宅は2年間だけだ、その後の住むところが心配だという声であります。これは、さきに実施していた意向調査にもあらわれております。まちづくり計画の中に公営住宅建設、特に町営住宅建設を重要施策と位置づけていくべきであると考えているものであります。住宅建設でもさまざまな方策がありますが、まず豊富な地元産木材を活用し、地元の職人により建設する木造住宅建設のシステム構築が重要であると考えているものであります。木造住宅建設により、林業等の産業振興につながり、さらに経済効果も大きく、生活支援、再建にもつながるものであると認識するものであります。早期にそれらの体制づくりを始め、被災した人々の不安を払拭し、希望の持て

るまちづくりを進めるべきと考えるが、町長の考えを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告3番菅原辰雄議員のご質問、公営住宅建設についてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員、ご賢察のとおり、復興における新たなまちづくりにおきましては、公営住宅建設は大変重要な事項でございます。仮設住宅入居後の現在において被災者の方々が将来を考えるに当たり、大変お気がかりな点の一つだというふうに思っております。

公営住宅につきましては、現在策定を進めております震災復興計画によって示されます土地利用のデザインに基づき住宅の供給に係る計画を策定し、その整備を進めていくこととなりますが、ここで重要となりますのが罹災された方々の意向であります。

町では、復興計画策定に当たりまして7月に住民意向調査の実施をいたしました。この意向調査によりますと、今後の居住場所を選択する際の重要な要素として、一つ目には津波に対する安全性、そして病院や福祉施設に近いところが上位を占める結果となっております。また、今後の住居形態の意向としては、戸建ての持ち家を希望される方が79%と最も多く、次いで公営住宅を希望される方が12%となっております。もちろん、住民の方々の意向と申しますのはその状況によって変化をしていくものであり、現在のような復旧過程の中であってその変化は相当なものと考えております。

したがいまして、今後折に触れて住民の意向把握に向けたアンケート調査を実施するとともに、できるだけ早期に仮設住宅から恒久住宅への移行ができますように年度内をめぐりに住宅フレームや恒久住宅供給計画、建設候補地、仮設住宅から恒久住宅への移行時期について検討していきたいというふうに考えております。

また、この公営住宅整備に当たって地元材を使ってまいりますことは、地域経済を考えた場合大変有用なことでございますので、先ごろいただきました震災復興町民会議のご提言でも地場産材を活用した復興住宅建設ということで、同様のご意見をいただいているところでございます。町といたしましても、地域の活性化や産業振興、住宅の住み心地の観点から町産木材及び地元企業の活用につきまして、関係機関等との協議を含め積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長からご答弁をいただきました。私の言ったことがすべからく網羅されているように思えます。

それで、意向調査の結果、戸建てが79%、公営住宅が12%。私がいろいろ歩いて聞く数字とは、かなりかけ離れた数字であると思います。しかしながら、木造住宅建設は、町長がおっしゃいましたように、本当に地域経済にとってかなり重要なウエートを占めるものでありますし、また先ほど私が言いましたように産業振興、それにつながるものである。強いて言えば、生活支援、再建にも繋がっていく、かなり有効な方策だと思っております。

いずれにしても、12%しか今のところ希望者がいない。町長がおっしゃいますように、これはこれからいろいろ変化していく、これは多分そうでしょうけれども、そういう意味で推し進めていきたいと思っております。

あとは、まだ土地利用計画が定まっていないのはもちろん承知の上でありますけれども、これは先んじてこういうものをこうやっていけばいいのかなと肝要に考えております。また、私は公営住宅建設ということで質問しておりますけれども、戸建ての79%の方々、これらも公営住宅、木造住宅建設と同じように木材の調達からいろんな意味で、できれば図面を引くモデルケースみたいなものまで含めて一括してやっていただきたい。そして、戸建ての面積とかいろんな要件がありましようけれども、これらをいろいろ提示していったら、できるだけ戸建て住宅建設に携わってほしいこういうふうを考えるものであります。

さらには、せっかく津波被害のない、要するに高台移転ということで考えますれば、まるきり何もないところにこれからそこに町をつくるわけでございますので、私が常々言っておりますように景観に配慮したような形も必要なのかなと。これは、公営住宅はもちろんですけれども、戸建て住宅建設に際しても色とかさまざまありましよう。さらには、今流行のエコ、循環型エネルギー、それらの活用も含めてさまざまな検討を重ねていくべきであろうと思っております。まだまだ時間は結構あるものでございますから、町が本気になってやる気にさえなれば、いかようにでもできるものかなとこんなふうに考えておるところであります。

景観とエコについて申しましたけれども、さらには今よその町の仮設住宅、さらには民間アパートを借り上げ、さらには言葉が悪いかもしれませんが、経済的に余裕のある方は既に土地を求めて永住の地をそちらに決めているという話も数多く聞いておるところでございます。ぜひ、ふるさと南三陸町に戻っていきたくと思われるようなそういう施策、そういうのにはまず戸建ての場合でもよそ様よりちょっと広い面積をし、さらには公営住宅建設。今言っている公営住宅は木造ということで話しておりますが、それは言わずと知れた町営住宅でございますから、その町営住宅にはせめて庭つき。あとは、希望をとって家庭菜園なり何なりをやれるような、さらには家の前はブロック塀ではなくて生け垣をやるとか、芝生を

やるとか、そういうふうなことで景観、さらには環境に配備したまちづくりが必要ではないか。そういう意味を含めましてのシステムづくりを早期にさせていただきたいと話しておりますけれども、町長、その辺はいかがなものございましょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、アンケートの中で、私が聞いたのとかけ離れた数字というのは、多分率直なご意見だと思います。私も、いろいろ今回被災を受けた皆さん方にお話をお聞きしますと、やっぱり一定程度の年齢を過ぎた方々は戸建てはちょっと厳しいなというお話が結構多いわけございまして、今回のこのアンケートの中では12%ということになっておりまして、世帯数としますと大体この12%という数字が950世帯ぐらい、まあ1,000世帯ぐらいになろうかというふうに思います。しかしながら、ご承知のように南三陸町は、従来から町営住宅が大変他の市町村に比べて多い数でございました。被災前は400世帯ぐらいの町営住宅がありまして、そのうち260世帯ぐらいの町営住宅が今回被災を受けたということでございまして、少なくとも今後とも公営住宅あるいは復興住宅の要望、要求というのは大変多くなるんだろうというふうに認識をいたしておりますので、先ほど申しましたようにそれぞれ時折々に触れまして、被災された皆さんの思いというのは刻々と変化してくるということについても十分我々は認識をしておりますので、本当にこまめにそういったアンケート調査等を踏まえながら、公営住宅あるいは復興住宅の必要な数というものについて把握をしてみたいというふうに考えてございます。

また、地元材につきましては、先ほどもお話ししましたように、ここ南三陸志津川の杉は大変県内でも優良な杉だというふうにいわれて、美人杉というふうな表現をされてございますが、そういう地元の産材を使って公営住宅あるいは戸建ての住宅をつくっていくということについては、地元の方々にとって、あるいは産業の波及効果の大変高い分野でございまして、経済効果も非常に大きいという認識をいたしてございます。そういう形の中で、でき得れば在来工法という形の中で地元の職人に皆さんにお仕事をさせていただけるような、そういう環境づくりも一つは必要だろうというふうに思っております。

それから、高台移転というふうなのが町の今回の復興の基本中の基本でございまして、その中でただアパートを建てればいい、あるいは住宅を建てればいいということではなくて、そこに商店街も含めた都市のあり方ということについても検討しながら、新しい地域づくりを進めていかなければならないというふうに思います。それが、ひいては先ほど指摘がございましたように、この町を今離れておりますがまた戻ってくる、戻ってきたいという方々

の町民の皆さんの期待にこたえるということについても、そういうふうにつながっていくんだらうというふうに考えてございますので。

それから、いろんな公営住宅につきましてなんですが、一戸建てもありますし、あるいは3階建て、4階建てということもあろうかと思いますが、そういうものも含めまして、これからのそういった地域住民の皆さん方がどうこれから長い間お住みになる団地をつくっていくかということについて、これからも検討を重ねながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご協力賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 環境に配備した町営住宅。

○町長（佐藤 仁君） 環境に配慮をする、あるいはエコタウンというようなことでいろいろご提言、ご提案、さまざまなものをちょうだいいたしておりまして、それも今回の復興計画の中にはしっかりと位置づけながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長から、今いろいろご答弁をいただきました。

もちろん、この住宅建設には意向調査が再度必要かと思います。住宅にも、先ほど言いましたように方策はいろいろあります。RC構造とか、先ほど町長がおっしゃいましたような5階建てとかさまざまあることは存じております。また、戸建てにしても平屋がいい方もあろうし、また2階建てとか、その辺もいろんな意味で意向調査、アンケート調査をしながら行っていただきたいと思います。

先ほど、まちづくり検討委員会の方からの提言もあるとおっしゃいましたけれども、ということはやっぱり皆さん考えることは同じようなことになるのかなど。先ほど来話していますように、せっかく新しく町をつくるのであるから、よそから見てうらやましがられるようなまちづくり、そしてこれは1回町をつくれれば今度はまた1,000年、2,000年と続くわけでございますから、よそに誇れるようなまちづくり、それを考えていていただきたい。

このようなことを再度お願い申し上げ、また私はいつも一言くどいので、まあ、復興課の皆さん、いろいろなアイデア、知恵を出して、先ほど私が言いましたように後世に誇れるような町、先人はよくもこういう町をつくってくれたなとそういうふうに思われるように。結果は、今すぐ求められる結果もございましょうけれども、やっぱり我々世代ではなくて後世が評価をするような仕事もしていかなければならないと思います。それが男の仕事の冥利だと思うので、ぜひその辺も含めて最後担当課の意見をちょっとお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の計画づくりに当たりましては、創造的復興というふうな言葉の中で新しい町をつくっていくと、そういう気概の中で皆さんが知恵を出して、そして今いろんな議論を重ねながら進めているところでございます。そういった中で、行政主導ということだけではなくて、少なくとも多くの町民の皆さんのご意見をいただきながら、そこに随分力点を置きながらこれまで進めてまいりました。私どもも我々が考える意見だけではなくて、本当にこの地域にどういう町をつくれれば住んでみたいと、そう思っていたかということについての町民の皆さんのさまざまなご意見をいただきながら今進めてございますので、今菅原議員からお話をいただきましたように我々としてもしっかりとした取り組みをしてまいりたいというふうにご考えてございます。

なお、私の不足の分につきましては、担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 新しい町の考え方につきましては町長が述べたとおりでございますが、今回お手元に配付しました町民会議の提言書でも地域材の活用という部分では明記されておりました、この部分は私どもの町の考えとしても同様の考えを持っておりますので、しっかりと計画に反映させていきたいと思っておりますし、逆にそういった地域づくりを進めるための方策という部分も町民会議から各地域に復興自治協議会の設置という中で、新しいコミュニティも含めて地域づくりを考えていくべきだろうというご提言もされております。この部分も、計画の中でどういう方向性がいいのか改めて検討しながら、計画に盛り込んでいきたいというふうにご考えております。

○議長（後藤清喜君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日は議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時15分 延会